

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成26年12月 第2回訂正分)

弁護士ドットコム株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年12月2日に関東財務局長に提出し、平成26年12月3日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年11月7日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年11月21日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集370,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し918,000株(引受人の買取引受による売出し750,000株・オーバーアロットメントによる売出し168,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成26年12月2日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに新株売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____部を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、20,600株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行社が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【募集の方法】

平成26年12月2日に決定された引受価額(1,131.6円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,230円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「194,028,000」を「209,346,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「194,028,000」を「209,346,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集ならびに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」および「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除および 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,230」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,131.6」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「565.8」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき1,230」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,050円～1,230円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,230円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,131.6円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,230円)と会社法上の払込金額(892.5円)および平成26年12月2日に決定された引受価額(1,131.6円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は565.8円(増加する資本準備金の額の総額209,346,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,131.6円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成26年12月10日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,131.6円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額(1株につき98.4円)の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 上記引受人と平成26年12月2日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「388,056,000」を「418,692,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「384,056,000」を「414,692,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額414,692千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限190,108千円と合わせて、全額を今後の成長のための運転資金に充当予定であります。

内訳としては、当社の今後の成長に必要な人件費として301,800千円(平成28年3月期93,360千円、平成29年3月期208,440千円)を充当する予定であります。人件費の使途の詳細は、当社Webサイトである「弁護士ドットコム」および「税理士ドットコム」のサイト訪問者数の増加のためのコンテンツ拡充およびユーザビリティ向上のための開発部門の人材の採用・育成、ならびに当社が提供している弁護士マーケティング支援サービスおよび有料会員サービス等の収益拡大・新企画検討のための企画部門の人材の採用・育成等であります。

また、当社Webサイトの認知度向上および顧客基盤拡大のため、インターネット広告にかかる広告宣伝費として113,000千円(平成27年3月期11,000千円、平成28年3月期50,000千円、平成29年3月期52,000千円)、販売促進のため販売代理店に支払う販売促進費として109,000千円(平成27年3月期11,000千円、平成28年3月期42,000千円、平成29年3月期56,000千円)を充当する予定であります。

その他、SEO施策(※)、当社Webサイトの開発等の一部外注および「弁護士ドットコムニュース」の編集にかかる外注等にかかる業務委託費として81,000千円(平成27年3月期8,000千円、平成28年3月期36,000千円、平成29年3月期37,000千円)を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

※ 検索エンジン最適化。検索エンジンの検索結果のページの表示順の上位に自らのWebサイトが表示されるように行う施策。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成26年12月2日に決定された引受価額(1,131.6円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,230円）で売出（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「855,000,000」を「922,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「855,000,000」を「922,500,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替期間の名称および住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集ならびに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」および「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(注) 3. 4. の全文削除および5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1 (注)2」を「1,230」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,131.6」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき1,230」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格および申込証拠金は、本募集における発行価格および申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき98.4円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成26年12月2日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「191,520,000」を「206,640,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「191,520,000」を「206,640,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集ならびに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称および住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除および6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,230」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき1,230」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格および申込証拠金については、本募集における発行価格および申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成26年12月2日に決定いたしました。但し、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である元榮太郎(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成26年11月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式168,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下の通りであります。

(1) 募集株式の数	当社普通株式168,000株
(2) 募集株式の払込金額	1株につき892.5円
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 95,054,400円(1株につき金565.8円)</u> <u>増加する資本準備金の額 95,054,400円(1株につき金565.8円)</u>
(4) 払込期日	平成27年1月9日(金)

(注) 割当価格は、平成26年12月2日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額(1,131.6円)と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(平成27年6月8日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定(募集株式のうち、56,000株を上限として、平成26年12月2日(発行価格等決定日)に決定する予定。)」を「当社普通株式20,600株」に訂正。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成26年12月2日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,230円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数 (株)	本募集及び引受 人の買取引受に よる売出し後の 株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
TIM株式会社	東京都港区六本木四丁目1番4号	3,346,300	47.89	3,346,300	45.49
元榮 太郎	東京都港区	2,643,700	37.84	1,893,700	25.74
株式会社DGインキュベーション	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	530,000	7.59	530,000	7.20
水木 孝幸	東京都世田谷区	102,600 (102,600)	1.47 (1.47)	102,600 (102,600)	1.39 (1.39)
杉山 慎一郎	東京都渋谷区	87,500 (44,500)	1.25 (0.64)	87,500 (44,500)	1.19 (0.60)
株式会社カカコム	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	86,000	1.23	86,000	1.17
<u>太前 研一</u>	<u>東京都千代田区</u>	<u>21,500</u>	<u>0.31</u>	<u>21,500</u>	<u>0.29</u>
<u>弁護士ドットコム従業員持株会</u>	<u>東京都港区六本木二丁目4番5号興和六本木ビル</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>20,600</u>	<u>0.28</u>
須田 仁之	東京都江東区	18,600 (5,700)	0.27 (0.08)	18,600 (5,700)	0.25 (0.08)
村上 敦浩	東京都港区	18,000 (18,000)	0.26 (0.26)	18,000 (18,000)	0.24 (0.24)
計	—	6,854,200 (170,800)	98.10 (2.44)	<u>6,124,800</u> (170,800)	<u>83.25</u> (2.32)

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年11月7日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成26年11月 第1回訂正分)

弁護士ドットコム株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年11月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年11月7日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集370,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成26年11月21日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し918,000株（引受人の買取引受による売出し750,000株・オーバーアロットメントによる売出し168,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____野を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、56,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行社が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称および住所は、以下の通りであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成26年11月7日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式168,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除および3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

平成26年12月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成26年11月21日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(892.5円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「314,500,000」を「330,225,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「314,500,000」を「330,225,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「170,200,000」を「194,028,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「170,200,000」を「194,028,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,050円～1,230円)の平均価格(1,140円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は421,800,000円となります。

6. 本募集ならびに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」および「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「892.5」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は1,050円以上1,230円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成26年12月2日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①独自のビジネスモデルが評価できること。

②弁護士数が増える中で、市場の成長性が期待できること。

③競合の台頭により競争の激化が予想されること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,050円から1,230円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(892.5円)および平成26年12月2日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(892.5円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

＜欄内記載の訂正＞

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社258,000、株式会社SBI証券78,400、SMBC日興証券株式会社11,200、いちよし証券株式会社11,200、みずほ証券株式会社11,200」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成26年12月2日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除および 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「340,400,000」を「388,056,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「336,400,000」を「384,056,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,050円～1,230円)の平均価格(1,140円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額384,056千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限176,198千円と合わせて、全額を今後の成長のための運転資金に充当予定であります。

内訳としては、当社の今後の成長に必要な人件費として257,254千円(平成28年3月期85,064千円、平成29年3月期172,190千円)を充当する予定であります。人件費の使途の詳細は、当社Webサイトである「弁護士ドットコム」および「税理士ドットコム」のサイト訪問者数の増加のためのコンテンツ拡充およびユーザビリティ向上のための開発部門の人材の採用・育成、ならびに当社が提供している弁護士マーケティング支援サービスおよび有料会員サービス等の収益拡大・新企画検討のための企画部門の人材の採用・育成等であります。

また、当社Webサイトの認知度向上および顧客基盤拡大のため、インターネット広告にかかる広告宣伝費として113,000千円(平成27年3月期11,000千円、平成28年3月期50,000千円、平成29年3月期52,000千円)、販売促進のため販売代理店に支払う販売促進費として109,000千円(平成27年3月期11,000千円、平成28年3月期42,000千円、平成29年3月期56,000千円)を充当する予定であります。

その他、SEO施策(※)、当社Webサイトの開発等の一部外注および「弁護士ドットコムニュース」の編集にかかる外注等にかかる業務委託費として81,000千円(平成27年3月期8,000千円、平成28年3月期36,000千円、平成29年3月期37,000千円)を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

※ 検索エンジン最適化。検索エンジンの検索結果のページの表示順の上位に自らのWebサイトが表示されるように行う施策。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「750,000,000」を「855,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「750,000,000」を「855,000,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,050円～1,230円)の平均価格(1,140円)で算出した見込額であります。

5. 振替期間の名称および住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「168,000,000」を「191,520,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「168,000,000」を「191,520,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集ならびに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。

5. 売出価額の総額は、仮条件(1,050円～1,230円)の平均価格(1,140円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称および住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である元榮太郎(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成26年11月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式168,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下の通りであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式168,000株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき892.5円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成27年1月9日(金)

(注) 割当価格は、平成26年12月2日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文および2. の番号削除

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(平成27年6月8日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<u>a. 親引け先の概要</u>	<u>弁護士ドットコム従業員持株会(理事長 松浦啓太)</u> <u>東京都港区六本木二丁目4番5号 興和六本木ビル</u>
<u>b. 当社と親引け先との関係</u>	<u>当社の従業員持株会であります。</u>
<u>c. 親引け先の選定理由</u>	<u>社員の福利厚生のためであります。</u>
<u>d. 親引けしようとする株式の数</u>	<u>未定(募集株式のうち、56,000株を上限として、平成26年12月2日(発行価格等決定日)に決定する予定。)</u>
<u>e. 株券等の保有方針</u>	<u>長期保有の見込みであります。</u>
<u>f. 払込みに要する資金等の状況</u>	<u>当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立資金の存在を確認しております。</u>
<u>g. 親引け先の実態</u>	<u>当社の従業員で構成する従業員持株会であります。</u>

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日(平成26年12月2日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売 出後の所有株 式数(株)	本募集及び引 受人の買取引 受による売 出後の株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
TIM株式会社	東京都港区六本木四丁目1番4号	3,346,300	47.89	3,346,300	45.49
元 榮 太一郎	東京都港区	2,643,700	37.84	1,893,700	25.74
株式会社DGインキュー ベーション	東京都渋谷区恵比寿 南三丁目5番7号	530,000	7.59	530,000	7.20
水木 孝幸	東京都世田谷区	102,600 (102,600)	1.47 (1.47)	102,600 (102,600)	1.39 (1.39)
杉山 慎一郎	東京都渋谷区	87,500 (44,500)	1.25 (0.64)	87,500 (44,500)	1.19 (0.60)
株式会社カカコム	東京都渋谷区恵比寿 南三丁目5番7号	86,000	1.23	86,000	1.17
弁護士ドットコム従 業員持株会	東京都港区六本木二 丁目4番5号興和六 本木ビル	＝	＝	56,000	0.76
大前 研一	東京都千代田区	21,500	0.31	21,500	0.29
須田 仁之	東京都江東区	18,600 (5,700)	0.27 (0.08)	18,600 (5,700)	0.25 (0.08)
村上 敦浩	東京都港区	18,000 (18,000)	0.26 (0.26)	18,000 (18,000)	0.24 (0.24)
計	＝	6,854,200 (170,800)	98.10 (2.44)	6,160,200 (170,800)	83.73 (2.32)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年11月7日現在のものであります。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年11月7日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(56,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成26年11月

弁護士ドットコム株式会社



- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式314,500千円(見込額)の募集及び株式750,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式168,000千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成26年11月7日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

弁護士ドットコム株式会社

東京都港区六本木二丁目4番5号 興和六本木ビル

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1

事業の概況

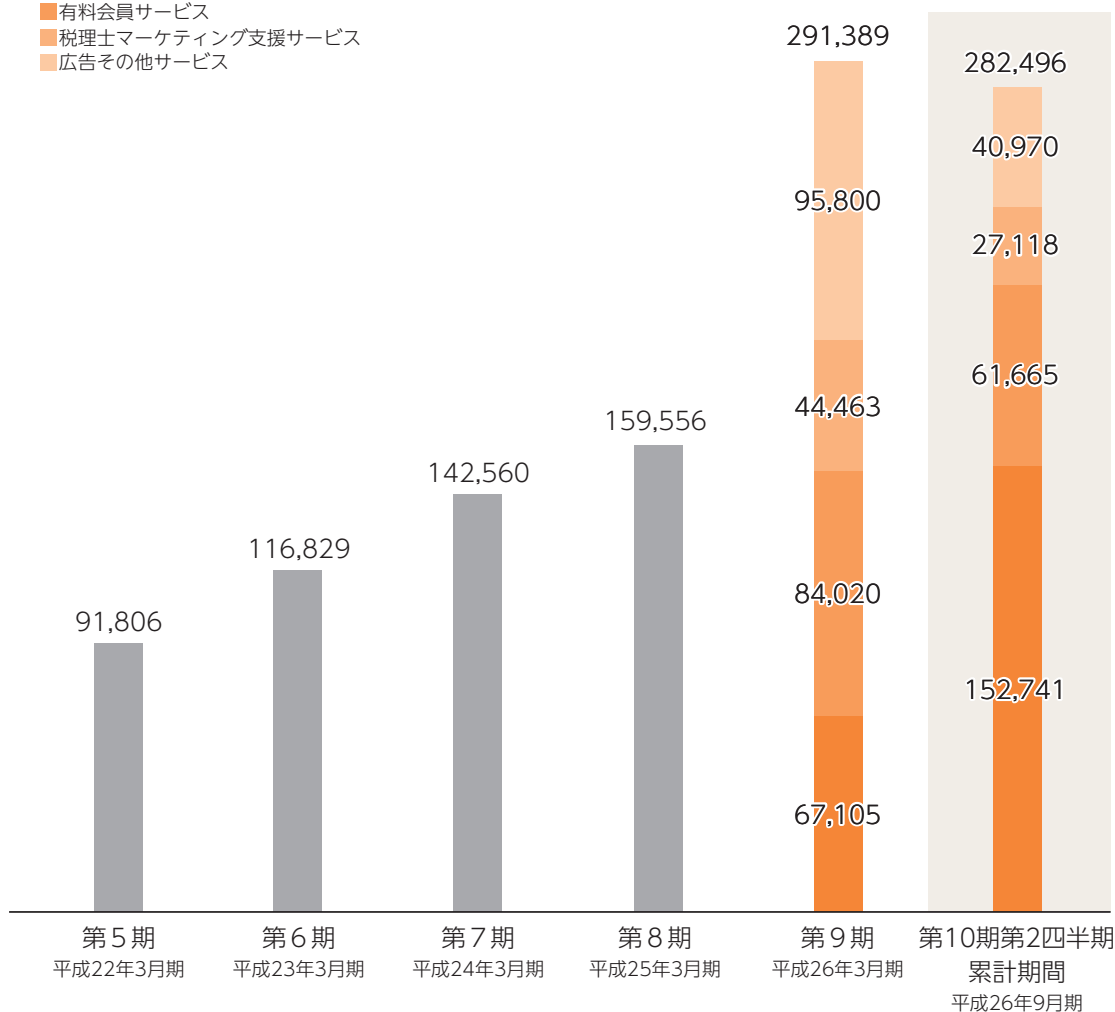
当社は、平成17年7月の会社設立以来、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」をはじめとする、インターネットメディア事業を運営してまいりました。平成17年8月に運営を開始した、主力サイトである「弁護士ドットコム」は、月間サイト訪問者数が平成26年9月には507万人となるなど、法律相談ポータルサイトとして一定の社会的認知度を獲得しております。

なお、当社はインターネットメディア事業の単一セグメントではありますが、当社の提供するサービスは、弁護士マーケティング支援サービス、有料会員サービス、税理士マーケティング支援サービス、広告その他サービスに分類されます。

売上高構成の推移

- 弁護士マーケティング支援サービス
- 有料会員サービス
- 税理士マーケティング支援サービス
- 広告その他サービス

単位：千円



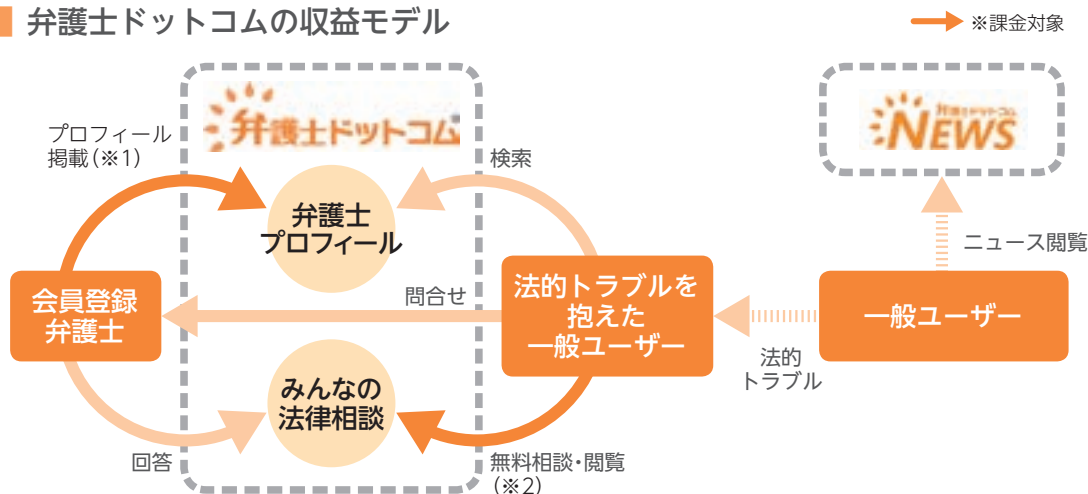
1 インターネットメディア事業について

インターネットメディア事業では、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」、税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を運営しております。

① 弁護士ドットコムについて

「弁護士ドットコム」は、当社の主力サイトであり、法的トラブルを抱える一般ユーザーが、容易に弁護士にアクセスできるプラットフォームの構築を意図して平成17年8月に開設されました。

■ 弁護士ドットコムの収益モデル



※1 弁護士は、有料の会員登録をすると、詳細なプロフィール作成ができます。

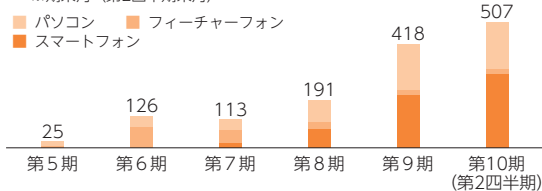
※2 一般ユーザーは、有料の会員登録をすると、スマートフォンやフィーチャーフォンでも全ての一般ユーザーのトラブル事例における弁護士の回答を見ることができます。

■ 弁護士ドットコムの月間サイト訪問者数、月間ページビュー数および会員登録弁護士数、有料会員数の推移

月間サイト訪問者数は順調に推移し、平成26年9月には507万人であり、月間ページビュー数もこれに伴い増加しております。また、サイト認知度向上および営業活動により、会員登録弁護士数および有料会員数も順調に推移しております。

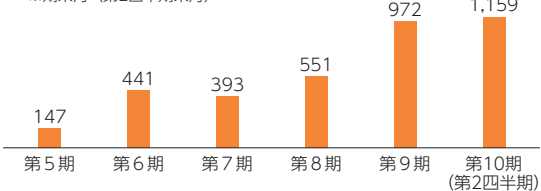
■ 月間サイト訪問者数

※期末月（第2四半期末月）



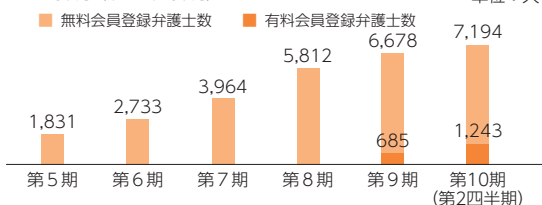
■ 月間ページビュー数

※期末月（第2四半期末月）



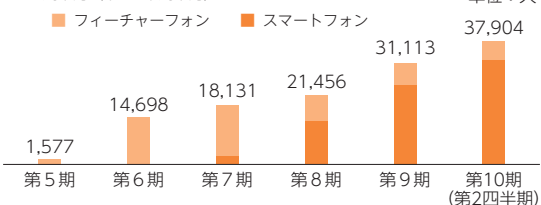
■ 会員登録弁護士数

※期末月（第2四半期末月）



■ 有料会員数

※期末月（第2四半期末月）





「弁護士ドットコム」のサイト内で提供している主なサービスは以下の通りです。

「弁護士プロフィール・弁護士検索」

「弁護士ドットコム」では、弁護士が無料の会員登録をすることで、「弁護士プロフィール」を作成できます。「弁護士プロフィール」には、自身や所属事務所の紹介、取り扱い分野、問合せ電話番号などが掲載されます。

法的トラブルを抱え、弁護士を探している一般ユーザーは、詳細条件を指定し、弁護士を検索できます。

一般ユーザーは、「弁護士プロフィール」などを参考に、自分に最適な弁護士を選択し、直接お問い合わせできます。

弁護士は、有料の会員登録をすると、注力分野、注力分野ごとの料金表、解決事例の表示等、より詳細なプロフィール作成ができます。



「みんなの法律相談」

「弁護士ドットコム」では、「みんなの法律相談」を通じて、法的トラブルを抱える一般ユーザーが、会員登録をすることで、無料で弁護士に法律相談ができます。相談、回答の内容は一般公開されており、一般ユーザーは全ての一般ユーザーのトラブル事例をパソコンで見ることができます。

有料会員になると、スマートフォンやフィーチャーフォンでも全ての一般ユーザーのトラブル事例を見ることができ、自身の今後の対応に有用な参考情報を得ることができます。



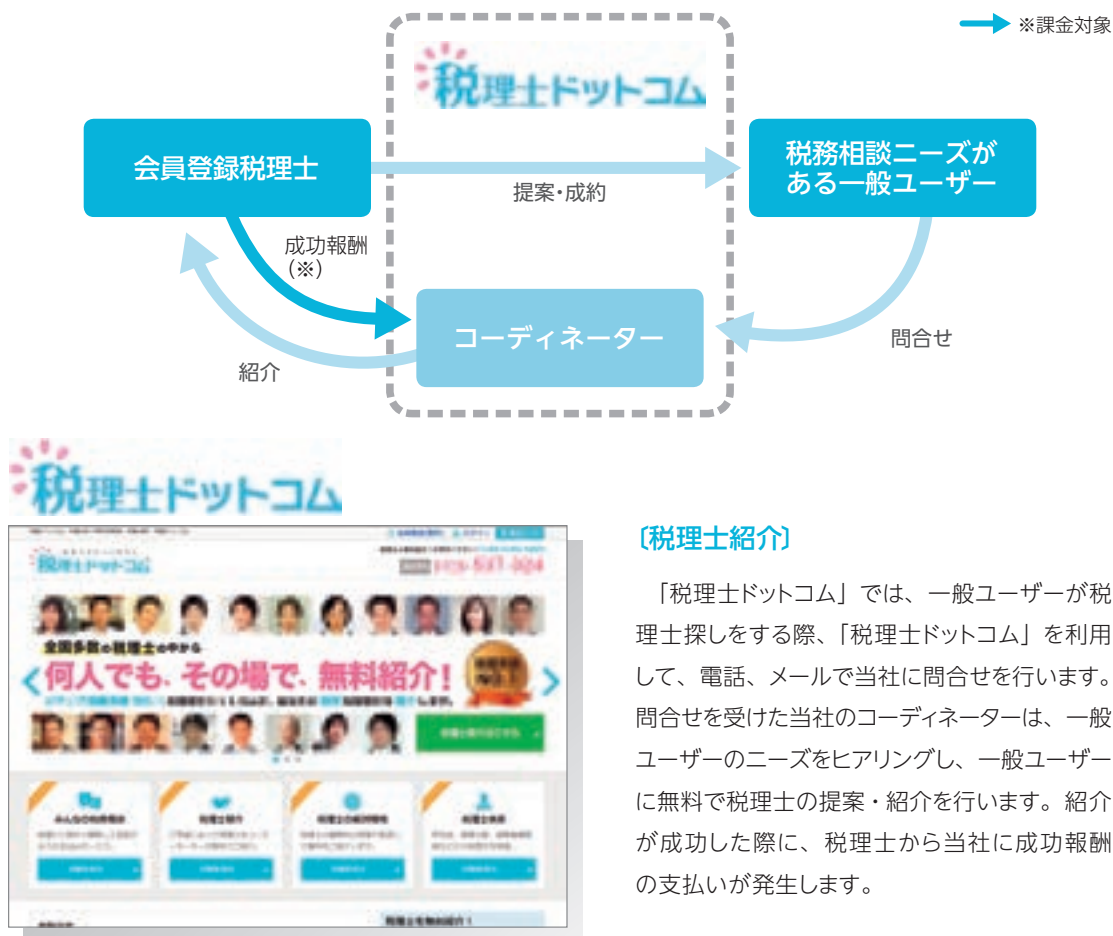
「弁護士ドットコム」では、「弁護士ドットコムニュース」を通じて、身近な話題を弁護士が法的観点から解説する記事を中心とした、総合型のニュースを配信しており、他社が運営するインターネットニュースメディアにも記事を外部提供しております。



② 税理士ドットコムについて

税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」では、税理士を探している一般ユーザーへの税理士の無料紹介を通じた、税理士マーケティング支援サービスを行っております。

■ 税理士ドットコムの収益モデル



【税理士プロフィール、税理士検索】

「税理士ドットコム」では、会員登録税理士は、所属事務所の紹介、得意分野、問合せ電話番号などを記載した「税理士プロフィール」の作成ができます。一般ユーザーは、詳細条件を指定して税理士の検索ができます。

【みんなの税務相談】

「税理士ドットコム」では、「みんなの税務相談」を通じて、一般ユーザーが税理士に対して無料で匿名の税務相談ができます。また、全ての一般ユーザーの税務相談事例を見ることができ、自身の今後の対応に有用な参考情報を得ることができます。

【税理士ドットコムトピックス】

「税理士ドットコム」では、「税理士ドットコムトピックス」を通じて、税務の話題を税理士が分かりやすく解説する記事などを配信しております。また、他社が運営するインターネットニュースメディアに記事を外部提供しております。

■ 今後の事業展開方針について

当社は「弁護士ドットコム」における弁護士マーケティング支援サービスおよび有料会員サービスによる収益を中心として収益基盤を構築してまいりましたが、今後の成長のために更なる収益基盤の強化と事業領域の拡大が課題であると認識しております。

今後、収益基盤の強化および事業領域の拡大を実現するため、「弁護士ドットコム」の運営においては、継続的にサイトのコンテンツの拡充およびユーザビリティの向上を実施し、認知度の向上および顧客基盤の拡大を実現することで、広く社会からインターネットを通じた弁護士へのアクセスをより容易とし、顕在・潜在する法的トラブルの解決および予防に貢献する、価値の高い法律相談ポータルサイトへと成長させることで、サイト利用者である一般ユーザーおよび弁護士の更なる支持を獲得し、収益の拡大を図ってまいります。

同時に、税理士をはじめとした弁護士以外の専門家についても、「弁護士ドットコム」の運営を通じて得たノウハウを活用し、インターネットを通じて、専門家へのアクセスをより容易とし、一般ユーザーが抱えている課題の解決に貢献する、価値の高いサービスを積極的に展開することで一般ユーザーおよび専門家への価値の高いサービスを積極的に展開することで事業領域の拡大を図ってまいります。

主要な経営指標等の推移

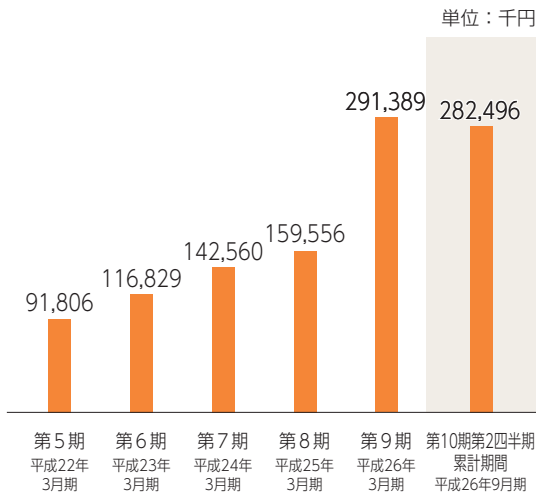
回次 決算年月		第5期 平成22年3月	第6期 平成23年3月	第7期 平成24年3月	第8期 平成25年3月	第9期 平成26年3月	第10期第2四半期 平成26年9月
売上高	(千円)	91,806	116,829	142,560	159,556	291,389	282,496
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	△25,109	10,846	7,515	△15,798	15,077	50,190
当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△25,289	10,666	7,335	△16,088	13,408	40,008
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	30,000	30,000	30,000	91,920	113,040	113,040
発行済株式総数	(株)	普通株式 600	普通株式 600	普通株式 600	普通株式 12,172 A種優先株式 860	普通株式 6,263,400 A種優先株式 430,000	普通株式 6,693,400
純資産額	(千円)	△17,336	△6,670	665	104,977	159,760	199,769
総資産額	(千円)	16,931	28,754	41,160	145,802	209,782	273,204
1株当たり純資産額	(円)	△28,894.24	△11,116.69	1,109.31	16.11	23.86	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 又は当期純損失金額 (△)	(円)	△42,149.22	17,777.55	12,226.00	△2.55	2.02	5.97
潜在株式調整後 1株当たり当期 (四半期) 純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	△102.4	△23.2	1.6	72.0	76.2	73.1
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	10.1	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△11,145	1,063	36,775
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	—	△17,469	△48,228
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	109,968	30,994	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	111,563	126,152	114,698
従業員数	(名)	13	15	13	17	28	36

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

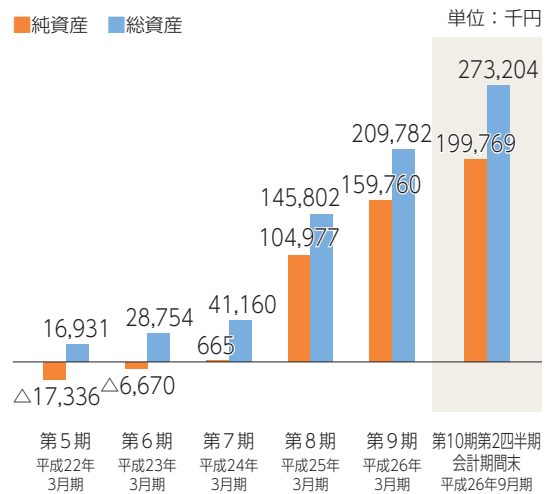
- 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 潜在株式調整後1株当たり当期 (四半期) 純利益金額については、第5期、第6期、第7期および第8期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第9期および第10期第2四半期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 自己資本利益率については、第5期および第8期は当期純損失を計上しており、第6期および第7期は第6期が債務超過であるため、記載しておりません。
- 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 従業員数は就業人員数 (契約社員を含んでおります。) であります。
- 1株当たり配当額および配当性向については、無配のため記載しておりません。
- 当社は第8期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期、第6期および第7期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
- 第7期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分) および「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。当社は平成25年2月20日付で株式1株につき19株、および平成25年9月25日付で株式1株につき499株の株式無償割当てを行っておりますが、第8期の期首に当該株式無償割当てが行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 第8期および第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第5期、第6期および第7期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。なお、第10期第2四半期会計期間および第2四半期累計期間の四半期財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。
- 平成26年8月6日付で、A種優先株式のすべての株式は、その1株につき普通株式1株の割合で転換しております。その結果、発行済株式総数は普通株式6,693,400株となっております。
- 平成25年2月20日付で株式1株につき19株、および平成25年9月25日付で株式1株につき499株の株式無償割当てを行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人 (現: 日本取引所自主規制法人) の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式無償割当てが行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下の通りとなります。なお、第5期、第6期および第7期の数値 (1株当たり配当額については全ての数値) については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月		第5期 平成22年3月	第6期 平成23年3月	第7期 平成24年3月	第8期 平成25年3月	第9期 平成26年3月	第10期第2四半期 平成26年9月
1株当たり純資産額	(円)	△2.88	△1.11	0.11	16.11	23.86	—
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 又は当期純損失金額 (△)	(円)	△4.21	1.77	1.22	△2.55	2.02	5.97
潜在株式調整後 1株当たり当期 (四半期) 純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

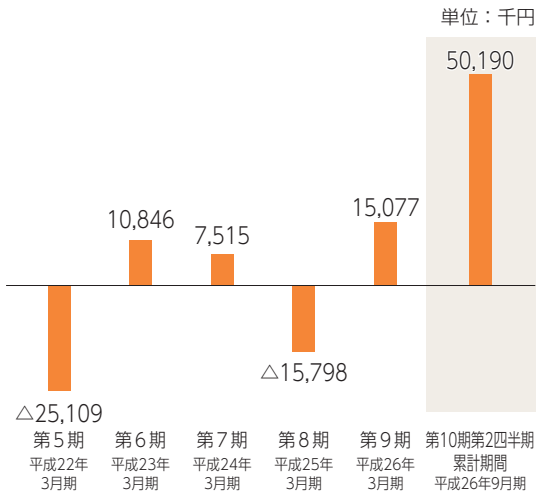
売上高



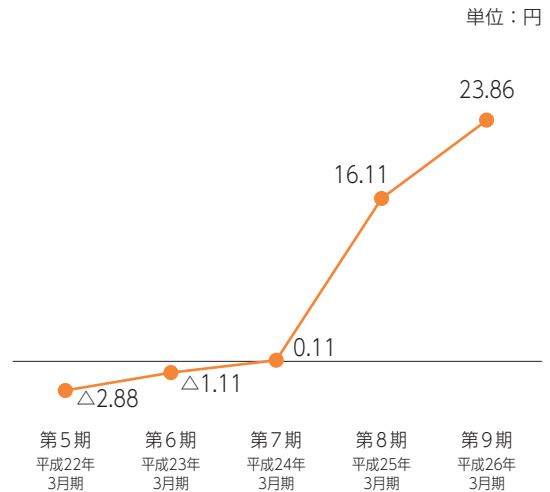
純資産額・総資産額



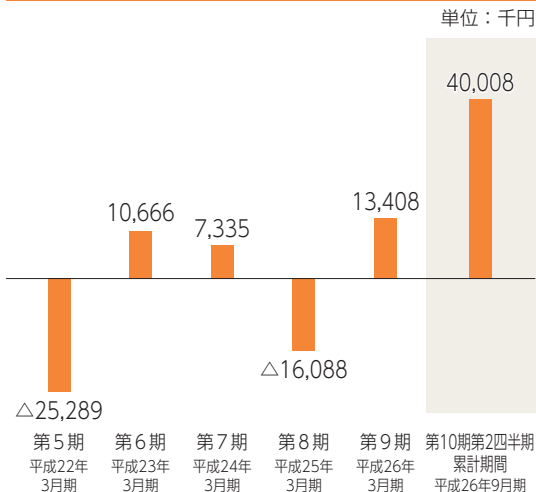
経常利益又は経常損失 (△)



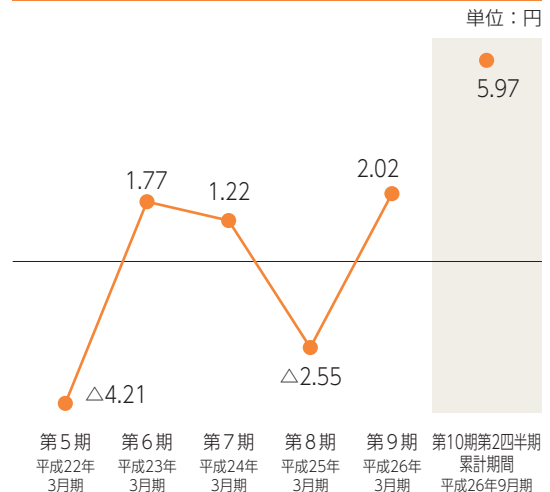
1株当たり純資産額



当期（四半期）純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△)



(注) 当社は、平成25年2月20日付で株式1株につき19株、および平成25年9月25日付で株式1株につき499株の株式無償割当てを行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△)」の各グラフでは、第5期の期首に当該株式無償割当てが行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	20
第2 【事業の状況】	21
1 【業績等の概要】	21
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	24
4 【事業等のリスク】	25
5 【経営上の重要な契約等】	28
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
第3 【設備の状況】	32
1 【設備投資等の概要】	32
2 【主要な設備の状況】	32
3 【設備の新設、除却等の計画】	32

第4	【提出会社の状況】	33
1	【株式等の状況】	33
2	【自己株式の取得等の状況】	58
3	【配当政策】	58
4	【株価の推移】	58
5	【役員の状況】	59
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	61
第5	【経理の状況】	67
1	【財務諸表等】	68
第6	【提出会社の株式事務の概要】	96
第7	【提出会社の参考情報】	97
1	【提出会社の親会社等の情報】	97
2	【その他の参考情報】	97
第四部	【株式公開情報】	98
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	98
第2	【第三者割当等の概況】	99
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	99
2	【取得者の概況】	102
3	【取得者の株式等の移動状況】	105
第3	【株主の状況】	106
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成26年11月 7 日	
【会社名】	弁護士ドットコム株式会社	
【英訳名】	Bengo4. com, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 CEO 元榮 太一郎	
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木二丁目 4 番 5 号 興和六本木ビル	
【電話番号】	03-5549-2555	
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 杉山 慎一郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木二丁目 4 番 5 号 興和六本木ビル	
【電話番号】	03-5549-2555	
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 杉山 慎一郎	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	314, 500, 000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	750, 000, 000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	168, 000, 000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】		

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	370,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成26年11月7日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成26年11月21日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、56,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行社が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4. 当社の定める振替機関の名称および住所は、以下の通りであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、平成26年11月7日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式168,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成26年12月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成26年11月21日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	370,000	314,500,000	170,200,000
計(総発行株式)	370,000	314,500,000	170,200,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成26年11月7日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月2日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は370,000,000円となります。
6. 本募集に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」および「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成26年12月 3 日(水) 至 平成26年12月 8 日(月)	未定 (注) 4	平成26年12月10日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成26年11月21日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成26年12月2日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成26年11月21日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額および平成26年12月2日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成26年11月7日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成26年12月2日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、および増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成26年12月11日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成26年11月25日から平成26年12月1日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店および営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社 株式会社SBI証券 SMBC日興証券株式会社 いちよし証券株式会社 みずほ証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成26年12月10日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	370,000	—

(注) 1. 平成26年11月21日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成26年12月2日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
340,400,000	4,000,000	336,400,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,000円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額336,400千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限154,560千円と合わせて、全額を今後の成長のための運転資金に充当予定であります。

内訳としては、当社の今後の成長に必要な人件費として187,960千円(平成28年3月期62,556千円、平成29年3月期125,404千円)を充当する予定であります。人件費の使途の詳細は、当社Webサイトである「弁護士ドットコム」および「税理士ドットコム」のサイト訪問者数の増加のためのコンテンツ拡充およびユーザビリティ向上のための開発部門の人材の採用・育成、ならびに当社が提供している弁護士マーケティング支援サービスおよび有料会員サービス等の収益拡大・新企画検討のための企画部門の人材の採用・育成等であります。

また、当社Webサイトの認知度向上および顧客基盤拡大のため、インターネット広告にかかる広告宣伝費として113,000千円(平成27年3月期11,000千円、平成28年3月期50,000千円、平成29年3月期52,000千円)、販売促進のため販売代理店に支払う販売促進費として109,000千円(平成27年3月期11,000千円、平成28年3月期42,000千円、平成29年3月期56,000千円)を充当する予定であります。

その他、SEO施策(※)、当社Webサイトの開発等の一部外注および「弁護士ドットコムニュース」の編集にかかる外注等にかかる業務委託費として81,000千円(平成27年3月期8,000千円、平成28年3月期36,000千円、平成29年3月期37,000千円)を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

※ 検索エンジン最適化。検索エンジンの検索結果のページの表示順の上位に自らのWebサイトが表示されるように行う施策。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成26年12月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	750,000	750,000,000	東京都港区 元榮 太一郎 750,000株
計(総売出株式)	—	750,000	750,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,000円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替期間の名称および住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集ならびに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」および「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成26年 12月3日(水) 至 平成26年 12月8日(月)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 および全国各 支店	東京都中央区日本橋一丁目9番 1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格および申込証拠金は、本募集における発行価格および申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一になります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日(平成26年12月2日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	168,000	168,000,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 168,000株
計(総売出株式)	—	168,000	168,000,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年11月7日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式168,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,000円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称および住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成26年 12月3日(水) 至 平成26年 12月8日(月)	100	未定 (注) 1	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格および申込証拠金については、本募集における発行価格および申込証拠金とそれぞれ同一とし、売
出価格決定日(平成26年12月2日)に決定する予定であります。但し、申込証拠金には、利息をつけま
せん。
2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーア
ロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱い
ますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の
(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である元榮太郎(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成26年11月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式168,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下の通りであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式168,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成27年1月9日(金)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成26年11月21日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成26年12月2日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成26年12月11日から平成26年12月30日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集ならびに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主である株式会社DGインキュベーションおよび株式会社カカコムは、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成27年3月10日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、その売却価格が「第1募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)等を行わない旨を合意しております。

また、売出人であり貸株人である元榮太郎、当社株主であるTIM株式会社、当社株主であり新株予約権者である杉山慎一郎および須田仁之、ならびに当社新株予約権者である水木孝幸、石丸文彦、村上敦浩、唐樋和明および阿久津操は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成27年3月10日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後180日目の平成27年6月8日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行およびオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成26年11月7日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (千円)	91, 806	116, 829	142, 560	159, 556	291, 389
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△25, 109	10, 846	7, 515	△15, 798	15, 077
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△25, 289	10, 666	7, 335	△16, 088	13, 408
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30, 000	30, 000	30, 000	91, 920	113, 040
発行済株式総数 (株)	普通株式 600	普通株式 600	普通株式 600	普通株式 12, 172 A種優先株式 860	普通株式 6, 263, 400 A種優先株式 430, 000
純資産額 (千円)	△17, 336	△6, 670	665	104, 977	159, 760
総資産額 (千円)	16, 931	28, 754	41, 160	145, 802	209, 782
1 株当たり純資産額 (円)	△28, 894. 24	△11, 116. 69	1, 109. 31	16. 11	23. 86
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△42, 149. 22	17, 777. 55	12, 226. 00	△2. 55	2. 02
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△102. 4	△23. 2	1. 6	72. 0	76. 2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	10. 1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△11, 145	1, 063
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△17, 469
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	109, 968	30, 994
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	111, 563	126, 152
従業員数 (名)	13	15	13	17	28

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期、第6期、第7期および第8期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第9期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 5. 自己資本利益率については、第5期および第8期は当期純損失を計上しており、第6期および第7期は第6期が債務超過であるため、記載しておりません。
 6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 7. 従業員数は就業人員数（契約社員を含んでおります。）であります。
 8. 1株当たり配当額および配当性向については、第5期から第9期まで無配のため記載しておりません。
 9. 当社は第8期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期、第6期および第7期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
 10. 第7期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分）および「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。当社は平成25年2月20日付で株式1株につき19株、および平成25年9月25日付で株式1株につき499株の株式無償割当てを行っておりますが、第8期の期首に当該株式無償割当てが行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 11. 第8期および第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第5期、第6期および第7期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
 12. 平成26年8月6日付で、A種優先株式のすべての株式は、その1株につき普通株式1株の割合で転換しております。その結果、発行済株式総数は普通株式6,693,400株となっております。
 13. 平成25年2月20日付で株式1株につき19株、および平成25年9月25日付で株式1株につき499株の株式無償割当てを行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現：日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式無償割当てが行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下の通りとなります。なお、第5期、第6期および第7期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
1株当たり純資産額 (円)	△2.88	△1.11	0.11	16.11	23.86
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)	△4.21	1.77	1.22	△2.55	2.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、平成17年7月の会社設立以来、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」をはじめとする、インターネットメディア事業を運営してまいりました。平成17年8月に運営を開始した、主力サイトである「弁護士ドットコム」は、月間サイト訪問者数が平成26年9月には507万人となるなど、法律相談ポータルサイトとして一定の社会的認知度を獲得しております。

今後は、当社事業を誰もが利用できる身近な専門家相談のインフラとして成長させ、日常的に有益な情報を発信することで、世界中の顕在・潜在するトラブルの解決および予防に貢献する所存であります。

会社設立後の事業の沿革は以下の通りであります。

年月	概要
平成17年7月	東京都目黒区青葉台三丁目において、オーセンシグループ株式会社を設立
平成17年8月	法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」運営開始 「弁護士ドットコム」サイト内で、「弁護士プロフィール」および「弁護士検索」をリリース
平成17年11月	本店所在地を東京都港区六本木三丁目に移転
平成18年8月	税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」運営開始（税理士マーケティング支援サービス提供開始） 本店所在地を東京都港区麻布台一丁目に移転
平成19年5月	「弁護士ドットコム」サイト内で、無料法律相談サービス「みんなの法律相談」をリリース
平成21年5月	本店所在地を東京都港区六本木一丁目に移転
平成21年12月	「弁護士ドットコム」モバイル向けサイト「弁護士ドットコムモバイル」運営開始（有料会員サービス提供開始）
平成22年12月	本店所在地を東京都港区六本木四丁目に移転
平成23年10月	「弁護士ドットコム」スマートフォン向けサイト運営開始
平成24年4月	「弁護士ドットコム」サイト内で、法律関連記事配信サービス「弁護士ドットコムニュース」をリリース
平成25年8月	弁護士マーケティング支援サービス（会員登録弁護士向け有料サービス）提供開始
平成25年10月	商号をオーセンシグループ株式会社から弁護士ドットコム株式会社に変更
平成26年3月	「税理士ドットコム」サイト内で、税務関連記事配信サービス「税理士ドットコムトピックス」をリリース
平成26年5月	「税理士ドットコム」サイト内で、「税理士プロフィール」および「税理士検索」をリリース
平成26年6月	「税理士ドットコム」サイト内で、無料税務相談サービス「みんなの税務相談」をリリース
平成26年7月	本店所在地を東京都港区六本木二丁目に移転

3 【事業の内容】

当社は、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」をはじめとするインターネットメディア事業を運営しております。また、当社は単一セグメントであります。当社の提供するサービスは、弁護士マーケティング支援サービス、有料会員サービス、税理士マーケティング支援サービス、広告その他サービスに分類されます。

(1) 当社運営Webサイトと提供サービスの関係

当社運営Webサイトと各サービスとの関係は以下の通りであります。

サイト	サービス
弁護士ドットコム	弁護士マーケティング支援サービス
	有料会員サービス
	広告その他サービス
税理士ドットコム	税理士マーケティング支援サービス

当社運営Webサイトの各サービスの内容は以下の通りであります。

サイトおよびサイト内のサービス名		サービスの内容	
弁護士ドットコム			
弁護士プロフィール・弁護士検索	無料	・登録弁護士や所属事務所の紹介、取り扱い分野、「弁護士ランキング」、問合せ電話番号等を記載した「弁護士プロフィール」の作成 ・取り扱い分野、地域や路線、性別、年齢、交通アクセス、設備、対応言語、経歴、資格、フリーワード等の詳細条件を指定した弁護士検索	
	有料	上記に加え、 ・弁護士の注力分野、注力分野ごとの料金表、解決事例の表示等、より詳細な「弁護士プロフィール」の作成 ・月額21,600円～54,000円（税込）	
みんなの法律相談	無料	・弁護士に対する匿名の法律相談 ・全ての一般ユーザーの法律相談・回答内容の閲覧（スマートフォン・フィーチャーフォンを除く）	
	有料	上記に加え、 ・全ての一般ユーザーの法律相談・回答内容の閲覧（スマートフォン・フィーチャーフォンを含む） ・月額324円（税込）	
弁護士ドットコムニュース	・身近な話題を弁護士が法的観点から解説する記事を中心とした、総合型のニュースを配信 ・他社が運営するインターネットニュースメディアに記事を外部提供		
税理士ドットコム			
税理士紹介	・当社のコーディネーターを通じた無料の税理士紹介 ・紹介が成功した場合、当社は、税理士から成功報酬を収受		
税理士プロフィール・税理士検索	・登録税理士や所属事務所の紹介、得意分野、得意業種、取り扱い会計ソフト、「税理士ランキング」、料金表、事例、問合せ電話番号等を記載した「税理士プロフィール」の作成 ・地域、相談分野、業種、取り扱い会計ソフト、所属税理士数等の詳細条件を指定した税理士検索		
みんなの税務相談	・税理士に対する匿名の税務相談 ・全ての一般ユーザーの税務相談・回答内容の閲覧		
税理士ドットコムトピックス	・税務の話題を税理士が分かりやすく解説する記事等を配信 ・他社が運営するインターネットニュースメディアに記事を外部提供		

(2) 「弁護士ドットコム」の月間サイト訪問者数および月間ページビュー数の推移

「弁護士ドットコム」の月間サイト訪問者数および月間ページビュー数の推移は以下の通りであります。

(単位：万人)

	月間サイト訪問者数（期末月）				月間ページビュー数 （期末月）
	合計	うち、パソコン	うち、フィーチャ ーフォン	うち、スマート フォン	
平成22年 3 月	25	18	6	—	147
平成23年 3 月	126	42	84	—	441
平成24年 3 月	113	41	52	19	393
平成25年 3 月	191	90	24	75	551
平成26年 3 月	418	187	16	214	972
平成26年 9 月（第 2 四半期末月）	507	191	17	298	1, 159

(3) 提供サービスの内容

① 弁護士マーケティング支援サービス

同サービスは弁護士を対象としたサービスであります。

「弁護士ドットコム」では、弁護士が無料で会員登録することで、サイト内でのプロフィールの掲載、「みんなの法律相談」を通じた、法的トラブルを抱える一般ユーザーからの法律相談への回答を行うことが可能です。また、一般ユーザーは、無料の会員登録をすることで、「みんなの法律相談」を通じて具体的な法律相談を行い、その回答内容や、回答した弁護士のプロフィールの提案等を参考に、インターネット上で自分に最適な弁護士を選択し、直接問い合わせをすることが可能です。なお、平成26年 9 月 1 日現在、国内の全弁護士数35,007人（出所：日本弁護士連合会ホームページ「日弁連の会員2014年 9 月 1 日現在の会員数」）の20.0%にあたる7,017人の弁護士が当サイトに会員登録しております。

一方で、弁護士業界では、司法制度改革に伴う弁護士数の急増に起因する業界内の競争激化の影響を受け、顧客開拓に対するマーケティングニーズが高まっている中、インターネットを利用した各種マーケティング活動が活発化しております。

そのため、当サイトでは、有料会員登録弁護士向けの弁護士マーケティング支援サービスを提供しております。月額固定料金が発生する契約期間において、有料会員登録弁護士は、注力分野、注力分野ごとの料金表および解決事例の表示等、無料会員登録弁護士より詳細な「弁護士プロフィール」の作成が可能です。

会員登録弁護士数およびその内数である有料会員登録弁護士数の推移は以下の通りであります。

(単位：人)

	会員登録弁護士数 （期末月）	うち、有料会員登録弁護士数 （期末月）
平成22年 3 月	1, 831	—
平成23年 3 月	2, 733	—
平成24年 3 月	3, 964	—
平成25年 3 月	5, 812	—
平成26年 3 月	6, 678	685
平成26年 9 月（第 2 四半期末月）	7, 194	1, 243

② 有料会員サービス

同サービスは一般ユーザーを対象としたサービスであります。

「弁護士ドットコム」では、法的トラブルを抱える一般ユーザーが、会員登録のうえ、無料法律相談サービス「みんなの法律相談」を通じて弁護士に法律相談することが可能です。相談、回答の内容は一般公開されており、一般ユーザーは全ての一般ユーザーのトラブル事例の相談および回答内容をパソコンで閲覧できます。有料会員は月額324円（税込）を支払うことで、スマートフォンおよびフィーチャーフォンでも全ての一般ユーザーのトラブル事例の相談および回答内容を閲覧することが可能です。

有料会員は、パソコン以外のスマートフォンやフィーチャーフォンといった、よりポータブルな端末を用いて自身以外の同様のトラブル事例の相談および回答内容を閲覧できるため、自身の今後の対応に、より有用な参考情報を得ることが可能です。

有料会員数の推移は以下の通りであります。

（単位：人）

	有料会員数（期末月）		
	合計	うち、フィーチャーフォン	うち、スマートフォン
平成22年3月	1,577	1,577	—
平成23年3月	14,698	14,698	—
平成24年3月	18,131	15,664	2,467
平成25年3月	21,456	8,261	13,195
平成26年3月	31,113	6,668	24,445
平成26年9月（第2四半期末月）	37,904	5,907	31,997

上記のサービスに加え、「弁護士ドットコム」では、身近な話題を弁護士が法的観点から解説する記事を中心とした、総合型のニュースを配信しており、他社が運営するインターネットニュースメディアにも記事を外部提供しております。

③ 税理士マーケティング支援サービス

同サービスは税理士を対象としたサービスであり、「税理士ドットコム」では、税理士を探している一般ユーザーへの税理士の紹介を通じた、税理士マーケティング支援サービスを行っております。

「税理士ドットコム」では、税理士が無料で会員登録することで、当社から税理士を探している一般ユーザーの紹介を受けることが可能であることに加え、サイト内でのプロフィールの掲載、「みんなの税務相談」を通じた、税務の悩みを抱える一般ユーザーからの税務相談への回答を行うことが可能です。

一般ユーザーは、会社設立手続き、新規顧問契約、現状の顧問税理士の変更などのタイミングで税理士探しをする際、「税理士ドットコム」を通じて、電話またはメールで当社に問合せを行います。問合せを受けた当社のコーディネーターは、一般ユーザーのニーズをヒアリングし、「税理士ドットコム」に登録している税理士からニーズに合う複数の税理士を抽出し、一般ユーザーに提案・紹介を行います。紹介が成功した場合は、税理士から当社に成功報酬の支払いが発生します。

「税理士ドットコム」では、会員登録税理士が、自身のプロフィールページをサイト内に作成することが可能です。プロフィールページである「税理士プロフィール」には、自身や所属事務所の紹介、得意分野・業種、料金表、事例紹介などが掲載されます。税理士を探している一般ユーザーは、「税理士検索」機能を通じて、地名や路線、取り扱い分野・業種等の検索項目から詳細条件を指定して税理士を絞り込み検索することが可能です。ユーザーは、検索結果として表示された税理士の中から、「税理士プロフィール」を閲覧し、税理士の選定にあたって有用な情報を得ることが可能です。

「税理士ドットコム」では、税務の悩みを抱える一般ユーザーが、会員登録のうえ、無料税務相談サービス「みんなの税務相談」を通じて税理士に匿名の税務相談をすることが可能です。相談、回答の内容は一般公開されており、ユーザーは全ての一般ユーザーの税務相談および回答内容を閲覧することができるため、自身の今後の対応に、より有用な参考情報を得ることが可能です。

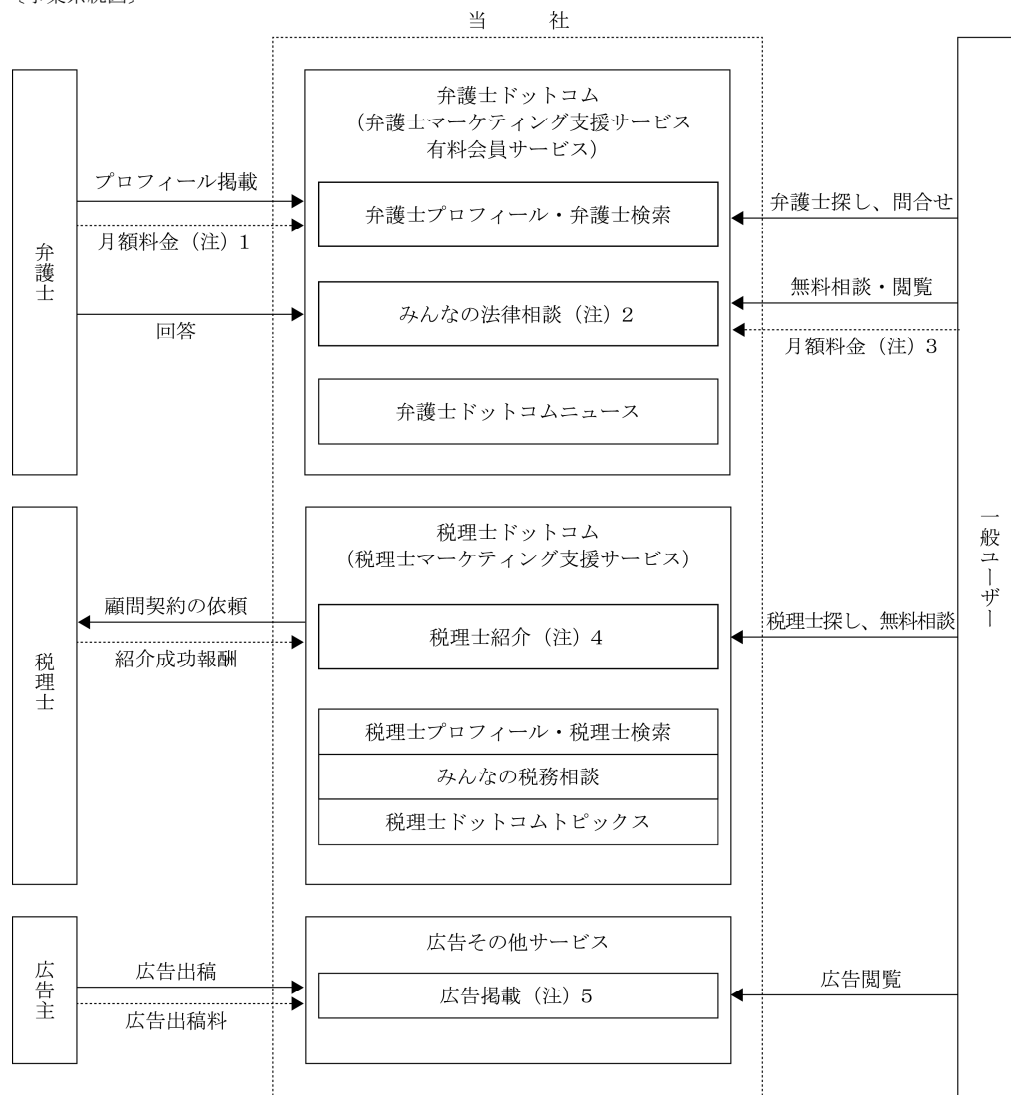
「税理士ドットコム」では、「弁護士ドットコムニュース」の運営で培ったノウハウを生かし、「税理士ドット

コムトピックス」を通じて、一般的に難解であると印象の強い税務の話題を税理士がわかりやすく解説する記事等を配信しております。

④ 広告その他サービス

当社は、当社が運営するサイトに広告枠を設けており、これを販売しております。主な広告主は、法律系書籍出版社、およびアドネットワーク事業者（複数の広告主の広告出稿を取りまとめ、参画するメディアに広告を配信する事業者）に出稿している広告主であります。

〔事業系統図〕



- （注） 1. 当社は、弁護士向けに、「弁護士ドットコム」サイト内に詳細な弁護士プロフィールの作成ができる、弁護士マーケティング支援サービスを提供しており、その対価として弁護士から月額定額料金を収受しております。
2. 一般ユーザーは、弁護士に無料で匿名の法律相談をすることが可能です。一般ユーザーは、全ての一般ユーザーの法律相談・回答内容をパソコンで閲覧できます。
3. 当社は、一般ユーザー向けに、スマートフォンおよびフィーチャーフォンでも全ての一般ユーザーの法律相談・回答内容を閲覧できる機能を有料で提供しております。
4. 一般ユーザーは、無料で当社のコーディネーターから税理士の紹介を受けることが可能です。紹介が成功した場合、当社は、税理士から紹介成功報酬を収受しております。
5. 当社は、当社が運営するサイトに広告枠を設け、これを販売し、広告出稿料を収受しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
36	31.5	2.0	4,901

(注) 1. 従業員数は就業人員数（契約社員を含んでおります。）であります。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が最近1年間に於いて15名増加したのは、当社の事業規模の拡大による業容拡大によるものであります。

4. 当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第9期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の積極的な経済政策や金融政策の効果などにより円安や株高が進み、まだ不透明感は拭えないものの、企業収益の改善や個人消費の持ち直しの動きが見られ、景気は回復傾向にあります。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の需要が好調に推移していることに後押しされ、インターネット利用人口は平成24年末時点で9,652万人（前年比0.4%増）と継続的に増加しております。平成26年3月末時点の移動系データ通信の契約数は、1億5,632万回線（前期比2.5%増）と増加が続いており、このうち、移動系データ通信専用サービスの契約数は3,432万回線（前期比2.2%増）と増加傾向にあります。

（出所：総務省「情報通信白書平成25年度版」「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成25年度第4四半期（3月末））」）。

このような事業環境のもと、当社は、「専門家をもっと身近に」を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」をはじめとする、インターネットメディア事業を運営してまいりました。

「弁護士ドットコム」では、一般ユーザーに向けた有益なコンテンツの提供やユーザビリティの向上に注力するとともに、身近な話題を弁護士が法的観点から解説するニュースメディア「弁護士ドットコムニュース」の記事配信による認知度向上に努めた結果、平成26年3月における月間訪問者数は418.6万人（前年同月比118.8%増）となりました。これにより、平成26年3月における有料会員サービスの有料会員数が31,113人と順調に増加（前年同月比45.0%増）するとともに、平成25年8月より開始した有料会員登録弁護士向けの弁護士マーケティング支援サービスも順調に会員数を増加させており、平成26年3月における有料会員登録弁護士数は685人であります。

以上の結果、当期の業績は、売上高は291百万円（対前年比131百万円増、同82.6%増）、営業利益15百万円（対前年比32百万円増）、経常利益15百万円（対前年比30百万円増）、当期純利益13百万円（対前年比29百万円増）となりました。

第10期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融緩和等を背景に円安および株高の傾向が現れ、緩やかながらも景気回復への動きが見られました。その一方で、中国やその他新興国経済の減速懸念等から先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような事業環境のもと、当第2四半期累計期間の業績は、売上高は282百万円、営業利益50百万円、経常利益50百万円、四半期純利益40百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物は126百万円と前年同期と比べ14百万円(13.1%)の増加となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得た資金は1百万円（前年同期は11百万円の支出）となりました。主な要因は、売上債権の増加額が25百万円、前払費用の増加額12百万円があったものの、税引前当期純利益15百万円の計上、未払費用等の負債の増加額19百万円、営業保証金の返還による収入3百万円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は17百万円となりました。主な要因は、無形固定資産の取得による支出17百万円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得た資金は30百万円（前年同期は109百万円の収入）となりました。主な要因は、第三者割当増資による収入40百万円、長期借入金の返済による支出10百万円があったことによるものであります。

第10期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は114百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得た資金は36百万円となりました。主な要因は、売上債権の増加額が31百万円あったものの、税引前四半期純利益50百万円の計上、減価償却費4百万円、未払金の増加額が8百万円の計上等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は48百万円となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出20百万円、無形固定資産の取得による支出12百万円、敷金の差入による支出15百万円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得た資金はありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の業務には生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

第9期事業年度および第10期第2四半期累計期間における販売実績をサービスごとに示すと、次の通りであります。なお、当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

事業別	第9期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第10期第2四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
インターネットメディア事業	291,389	182.6	282,496
弁護士マーケティング支援サービス	67,105	—	152,741
有料会員サービス	84,020	135.8	61,665
税理士マーケティング支援サービス	44,463	149.9	27,118
広告その他サービス	95,800	140.9	40,970
合計	291,389	182.6	282,496

(注) 1. 最近2事業年度および第10期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	第8期事業年度		第9期事業年度		第10期 第2四半期累計期間	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社NTTドコモ	40,414	25.3	46,369	15.9	28,557	10.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 弁護士マーケティング支援サービスは平成25年8月から運営開始しているため、前年同期比を記載していません。

4. 株式会社NTTドコモは、平成25年10月1日付で株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが商号変更されたものです。

3 【対処すべき課題】

当社は、今後、中長期的な企業の成長のための経営戦略を実行し、経営理念を実現するため、以下のような課題に対処してまいります。

(1) 収益基盤の強化および事業領域の拡大

当社は「弁護士ドットコム」における弁護士マーケティング支援サービスおよび有料会員サービスによる収益を中心として収益基盤を構築してまいりましたが、今後の成長のために更なる収益基盤の強化と事業領域の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するため、「弁護士ドットコム」の運営においては、継続的にサイトのコンテンツの拡充およびユーザービリティの向上を実施し、認知度の向上および顧客基盤の拡大を実現することで、広く社会からインターネットを通じた弁護士へのアクセスをより容易とし、顕在・潜在する法的トラブルの解決および予防に貢献する、価値の高い法律相談ポータルサイトへと成長させ、サイト利用者である一般ユーザーおよび弁護士の更なる支持を獲得し、収益の拡大を図ってまいります。

同時に、税理士をはじめとした弁護士以外の専門家についても、「弁護士ドットコム」の運営を通じて得たノウハウを活用し、インターネットを通じて、専門家へのアクセスをより容易とし、一般ユーザーが抱えている課題の解決に貢献する、価値の高いサービスを積極的に展開することで事業領域の拡大を図ってまいります。

(2) システムの安定稼働およびセキュリティの強化

当社はインターネットメディア事業を展開しているため、サービス提供にかかるシステムの安定稼働およびセキュリティ管理が重要な課題であると認識しております。

この課題に対応するため、今後の事業拡大においてサービス利用者数が増加した場合も、環境の変化に対応したシステム保守管理体制を構築することで、システムの安定稼働および高度なセキュリティが維持されたサービス提供が可能となるように努めてまいります。

(3) 優秀な人材の確保および組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、開発部門および営業部門等における優秀な人材の確保およびその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材確保においては、積極的な中途採用活動を実施し、当社の経営理念に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用を行ってまいります。

人材の育成については、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、最大限の実力を発揮できる組織体制の強化および最適な人員配置を実施してまいります。

4 【事業等のリスク】

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項および本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 事業環境に係わるリスクについて

① インターネット市場について

当社はインターネットメディア事業を主要な事業領域としており、インターネットのさらなる普及は当社の今後の成長にとって重要であります。現状、国内におけるインターネットの人口普及率は82.8%（出所：総務省「情報通信白書平成26年度版」）に達しており、一般的に普及していると言える中、スマートフォンおよびタブレット端末や高速通信手段の普及が急速に進んでいくなど、インターネットの利用環境は年々改善されており、今後についても同様の傾向が続くと思われます。しかしながら、インターネット利用に関する新たな規制やその他予期せぬ要因により、インターネット利用環境が悪化し、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

② 技術革新について

インターネット業界は、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が激しく、新しいサービスが逐次産み出されている中、当社も技術革新および顧客ニーズの変化に対応するべく、積極的に最新の情報の蓄積、分析および当社サービスへの導入に取り組んでおります。しかしながら、技術革新において当社が予期しない急激な変化があり、その対応が遅れた場合には、当社のサービスの陳腐化や競争力の低下を引き起こし、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

③ 競合について

当社が運営する主力サイト「弁護士ドットコム」では、インターネットを通じた弁護士へのマーケティング支援サービスを提供しており、サービスの確立および今後の成長には弁護士業界からの支持が必要不可欠であります。平成26年9月1日現在、国内の全弁護士数35,007人（出所：日本弁護士連合会ホームページ「日弁連の会員2014年9月1日現在の会員数」）の20.0%にあたる7,017人の弁護士が「弁護士ドットコム」に会員登録していることが当社の市場優位性の基盤となり、競合他社が容易に参入し難い事業環境としておりますが、今後何らかの理由により当社が弁護士業界からの支持を失った場合、または当社以外の競合他社が弁護士業界から一定の支持を受けた状態で同サービスに参入した場合は、競争激化により、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に係わるリスクについて

① 新規事業について

当社は、今後も事業内容の多様化や新規事業への取り組みを進めていく予定であり、これによる事業規模の拡大および収益力の向上に努めてまいります。これらの実現には、人材の採用、サービス・ソフトウェア開発費用等の追加的な支出が発生し、さらに、新規事業が目論見通りに推移しないことで、追加的な支出についての回収が行えず、当社の利益率が一時的に低下する可能性があります。

② サイト運営の健全性について

当社が運営する主力サイト「弁護士ドットコム」では、法的トラブルを抱えた一般ユーザーが、会員登録のうえ、無料法律相談サービス「みんなの法律相談」を通じて弁護士に匿名の法律相談することが可能です。また、「税理士ドットコム」では、税務の悩みを抱えた一般ユーザーは、会員登録をすることで、無料税務相談サービス「みんなの税務相談」を通じて税理士に匿名の税務相談をすることが可能です。

当社はサイト運営に関して利用規約をサイト上に明示し、一般ユーザーの適切な利用を促すよう努めており、

「みんなの法律相談」および「みんなの税務相談」では、相談および回答内容の全件監視体制を外部委託の協力のものと構築していることから、利用規約で禁止されている、特定個人に対する誹謗中傷、個人情報および企業の名称、知的財産権を侵害する内容、公序良俗に反する内容等の不適切な投稿があった場合には当該相談および回答を削除するなど、健全なサイト運営を維持しております。

このような体制を構築しているにもかかわらず、不適切な投稿に対して当社が十分な対応ができない場合は、当社がサイト運営者として信頼を失う可能性があり、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制について

① 特定人物への依存について

当社の代表取締役である元榮太郎は、創業者として平成17年7月から当社代表取締役を務めており、インターネット関連事業に関する豊富な経験と知識を有しているとともに、弁護士法人法律事務所オーセンスに所属する弁護士でもあります。現在も週に1回、同法人の経営会議に代表社員として参加し、弁護士事務所の経営者としての視点を維持していることが、当社が運営する「弁護士ドットコム」が、法律相談ポータルサイトとして競合と差別化され、弁護士から支持を受けている要因のひとつであると認識しております。そのため、経営者であり弁護士でもある同氏の知見は、経営方針や事業戦略の決定およびその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社は、取締役会等における経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保と育成について

当社は、今後の業容の拡大に伴い、継続的な人材の確保が必要となるため、優秀な人材を適切に確保するとともに、人材の育成に努めてまいります。しかしながら、人材の確保および育成が計画通りに進まなかった場合は、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在において、取締役5人、監査役3人、従業員36人と小規模組織となっており、内部管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社は、今後の業容拡大および業務内容の多様化に対応するため、人員の増強および内部管理体制の一層の充実を図る予定ですが、人材等の拡充が予定どおり進まなかった場合、または人材が社外に流出した場合は、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システムリスクについて

当社の事業はインターネット環境において行われており、サービスの安定供給のために適切なセキュリティ対策を施しております。しかし、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、人為的なミス、コンピュータウィルス、第三者によるサーバーやシステムへのサイバー攻撃、自然災害等の予期せぬ事象の発生によって、当社の想定しないシステム障害等が発生した場合は、当社の事業活動に支障が生じ、事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

① 法的規制について

a インターネットにおける法的規制について

当社がインターネット上で運営している事業においては各種法的規制を受けており、その内容は以下の通りであります。

(a) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

当社は、同法における特定電気通信役務提供者として、特定電気通信による情報の流通により他人の権利

が侵害された場合に、権利を侵害した情報の送信を防止する措置を講じたり、損害賠償義務を負ったりする可能性があります。また、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課される場合があります。

(b) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）

当社は、同法におけるアクセス管理者として、不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる努力義務が課されております。

(c) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）

当社が、利用者に対し、広告や宣伝の手段として電子メールを送信する場合には、一定の事項を当該メール上に表示する義務等が課されております。

インターネット上のトラブル等への対応として、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されている状況にあるため、今後、インターネットの利用や関連するサービスおよびインターネット関連事業を営む事業者を規制対象とする新たな法令等による規制や既存法令等の解釈等が変更等された場合には、当社の事業が制約を受ける可能性があり、その場合、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

b その他の法的規制について

(a) 不当景品類及び不当表示防止法（景表法）

当社の運営するサイトにおける広告などに該当する表記について、優良誤認表示や有利誤認表示等の不当な表示を行うことがないよう義務が課されておりますが、同法の内容または解釈等が変更された場合には、当社の事業が制約を受ける可能性があり、その場合、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 弁護士法および同法の関連法規

当社は弁護士へのマーケティング支援サービスを提供しており、弁護士法、同法の関連法規、および各単位弁護士会の規則・ガイドラインを遵守する必要があります。例えば、弁護士法第72条において報酬を得る目的での弁護士に対する訴訟事件等の周旋は禁止されており、同サービスの運営においてはもちろん、新規事業を検討する際には適宜日本弁護士連合会等の所管組織に確認するなど、細心の注意を払った事業運営をしております。しかし、同法の内容または解釈が変更された場合には、当該規制の内容や解釈の変更等の動向により、当社の事業が制約を受ける可能性があり、その場合、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の管理について

当社は事業運営上個人情報を保有する場合がありますが、個人情報の管理は当社にとって極めて重要な責務となるため、厳重な顧客情報管理のルールに基づき十分なセキュリティ対策を施しております。しかし、当社の保有する個人情報が流出し不正に使用された場合、当社が責任を問われ社会的信頼を失うことで、当社の事業展開に支障が生じ、事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

当社は運営事業に関わる知的財産権の適正な獲得に努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害することがないよう可能な限りの対策を施しております。しかし、当社が認識していない知的財産権が既に第三者に成立しており、これを侵害したことを理由として損害賠償請求や差止請求を受けた場合、当社の事業展開に支障が生じ、事業および業績に影響を与える可能性があります。

④ 訴訟について

本書提出日現在において、当社が当事者として関与している訴訟手続きはありません。しかし、今後の当社の事

業展開の中で、第三者の権利・利益を侵害したとして損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続が行われる可能性があります、その訴訟その他の法的手続の内容および結果、損害賠償の金額によっては、当社の事業展開に支障が生じ、事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

① 資金使途について

当社の公募増資による調達資金の使途については、主にサイト機能向上のためのサービス・ソフトウェア開発、業容拡大に伴う人員増員およびその人材採用費等の費用等に充当する予定であります。しかし、外部環境等の影響により、目論見通りに事業計画が進捗せず、調達資金が上記の予定通りに使用されない可能性があります。また、予定通りに使用された場合でも、想定通りの効果を上げることができず、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 配当政策について

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。

将来的には、経営成績および財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性およびその実施時期等については、現時点において未定であります。

③ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に従って、平成25年9月25日開催の臨時株主総会決議および平成26年6月11日開催の定時株主総会決議に基づき、当社役員、従業員、外部協力者に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が権利行使された場合は、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後も新株予約権の付与を行う可能性があり、この場合、さらに1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は293,400株であり、発行済株式総数6,693,400株の4.38%に相当しております。新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額および開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第9期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社の当事業年度末の総資産は209百万円となり、前事業年度末と比較して63百万円の増加となりました。その主な要因は、売掛金が増加したこと等によるものであります。

企業の安全性を示す自己資本比率は前事業年度末72.0%に対し当事業年度末は76.2%と4.2ポイント増加しております。また、支払能力を示す流動比率は前事業年度末447.2%に対し当事業年度末は388.5%と58.7ポイント減少しております。

(流動資産)

当事業年度末の流動資産は、194百万円となり、前事業年度末と比較して56百万円の増加となりました。これは主に現金及び預金が増加（前事業年度比14百万円増加）、売掛金が増加（前事業年度比25百万円増加）、前払費用が増加（前事業年度比12百万円増加）したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末の固定資産は、15百万円となり、前事業年度末と比較して7百万円の増加となりました。これは主にソフトウェアが増加（前事業年度比14百万円増加）した一方で、敷金及び保証金が減少（前事業年度比7百万円減少）したこと等によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末の流動負債は、50百万円となり、前事業年度末と比較して19百万円の増加となりました。これは主に未払金が増加（前事業年度比4百万円増加）、未払費用が増加（前事業年度比9百万円増加）、未払消費税等が増加（前事業年度比4百万円増加）、未払法人税等が増加（前事業年度比2百万円増加）、預り金が増加（前事業年度比1百万円増加）した一方で、賞与引当金が減少（前事業年度比1百万円減少）したこと等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末の固定負債はありません。これは、株主、役員又は従業員からの長期借入金が増加（前事業年度比10百万円増加）したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、159百万円となり、前事業年度末と比較して54百万円の増加となりました。これは主に第三者割当による増資に伴い資本金が増加（前事業年度比21百万円増加）、資本準備金が増加（前事業年度比20百万円増加）したこと、当期純利益の計上に伴い利益剰余金が増加（前事業年度比13百万円増加）したことによるものであります。

第10期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当第2四半期会計期間末の総資産は273百万円となり、前事業年度末と比較して63百万円の増加となりました。その主な要因は、売掛金が増加したこと等によるものであります。

(流動資産)

当第2四半期会計期間末の流動資産は、214百万円となり、前事業年度末と比較して20百万円の増加となりました。これは主に現金及び預金が増加（前事業年度比11百万円増加）した一方で、売掛金が増加（前事業年度比31百万円増加）したこと等によるものであります。

(固定資産)

当第2四半期会計期間末の固定資産は、58百万円となり、前事業年度末と比較して43百万円の増加となりました。これは主に建物が増加（前事業年度比8百万円増加）、工具、器具及び備品が増加（前事業年度比10百万円増

加)、ソフトウェアが増加(前事業年度比9百万円増加)、敷金及び保証金が増加(前事業年度比15百万円増加)したこと等によるものであります。

(流動負債)

当第2四半期会計期間末の流動負債は、73百万円となり、前事業年度末と比較して23百万円の増加となりました。これは主に未払金が増加(前事業年度比8百万円増加)、未払費用が増加(前事業年度比1百万円増加)、前受金が増加(前事業年度比1百万円増加)、未払消費税等が増加(前事業年度比2百万円増加)、未払法人税等が増加(前事業年度比8百万円増加)したこと等によるものであります。

(固定負債)

当第2四半期会計期間末の固定負債はありません。

(純資産)

当第2四半期会計期間末の純資産は、199百万円となり、前事業年度末と比較して40百万円の増加となりました。これは四半期純利益の計上に伴い利益剰余金が増加(前事業年度比40百万円増加)したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第9期事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(売上高)

売上高は、前事業年度比82.6%増の291百万円となりました。これは主に、有料会員サービスの有料会員数の増加が順調に推移するとともに、平成25年8月より開始した有料会員登録弁護士向けの弁護士マーケティング支援サービスの会員数が順調に増加したためであります。

(売上総利益)

売上原価は、前事業年度比5.2%減の37百万円となりました。これは主に、ソフトウェアの開発や制作に係る人件費や経費が増加した一方で、ソフトウェアの開発や制作の進行に伴いソフトウェア仮勘定への振替えを行ったこと等によるものであります。

この結果、売上総利益は253百万円となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は、前事業年度比74.3%増の238百万円となりました。これは主に、従業員の増加に伴う人件費の増加等によるものであります。この結果、営業利益は15百万円となりました。

(経常利益)

当事業年度の経常利益は、15百万円となりました。

(四半期純利益)

法人税等は、1百万円となりました。この結果、当期純利益は13百万円となりました。

第10期第2四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(売上高)

売上高は、282百万円となりました。内訳は、弁護士マーケティング支援サービス152百万円、有料会員サービス61百万円、税理士マーケティング支援サービス27百万円、広告その他サービス40百万円であります。

(売上総利益)

売上原価は、23百万円となりました。これは主に、ソフトウェアの開発や制作に係る人件費であります。

この結果、売上総利益は258百万円となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は、208百万円となりました。これは主に、人件費、業務委託費、広告宣伝費等であります。この結果、営業利益は50百万円となりました。

(経常利益)

経常利益は、50百万円となりました。

(四半期純利益)

法人税等は、10百万円となりました。この結果、四半期純利益は40百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第9期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は126百万円となり、前事業年度末と比較して14百万円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得た資金は1百万円（前年同期は11百万円の支出）となりました。主な要因は、売上債権の増加額25百万円、前払費用の増加額12百万円があったものの、税引前当期純利益15百万円の計上、未払費用等の負債の増加額19百万円、営業保証金の返還による収入3百万円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は17百万円となりました。主な要因は、無形固定資産の取得による支出17百万円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得た資金は30百万円（前年同期は109百万円の収入）となりました。主な要因は、第三者割当増資による収入40百万円、長期借入金の返済による支出10百万円があったことによるものであります。

第10期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物の残高は114百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得た資金は36百万円となりました。主な要因は、売上債権の増加額が31百万円あったものの、税引前四半期純利益50百万円の計上、減価償却費4百万円、未払金の増加額が8百万円の計上等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は48百万円となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出20百万円、無形固定資産の取得による支出12百万円、敷金の差入による支出15百万円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得た資金ありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の通り、事業環境、事業内容、事業運営体制、システムリスク、法的規制等様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手および分析を行い、現在および将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は17,125千円であり、その主なものは当社の事業運営を行うためのソフトウェアの開発にかかるものが15,180千円であります。

第10期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当第2四半期累計期間において、実施した設備投資等の総額は32,951千円であり、その主なものは本社移転に伴う有形固定資産の購入にかかるものが20,087千円（建物附属設備が8,989千円、工具、器具及び備品が11,098千円）、および当社の事業運営を行うためのソフトウェアの開発にかかるものが12,863千円であります。

2 【主要な設備の状況】

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			工具、器 具及び備 品	ソフトウ エア	ソフトウ エア仮勘 定	合計	
本社 (東京都港区)	インターネット メディア事業	本社機能	193	14,025	456	14,675	28

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は、正社員の他、契約社員を含みます。
3. 上記の本社事務所は、他の者から賃借しており、その内容は、下記の通りであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	インターネットメディア事業	本社事務所	145.4	6,344

第10期第2四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期累計期間に著しい変動があった設備は、以下の通りであります。

平成26年7月に、東京都港区内において本社を移転いたしました。それに伴う設備投資の総額は20,087千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成26年9月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

(注) 平成26年8月6日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更が行われ、同日付でA種優先株式を廃止するとともに、発行可能株式総数を普通株式8,000,000株増加しております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	6,693,400	非上場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。な お、単元株式数は100株で あります。
計	6,693,400	—	—

(注) 1. 平成26年8月6日開催の臨時株主総会の決議により、同日付でA種優先株式430,000株を普通株式430,000株に転換しております。

2. 平成26年8月6日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

①第1回新株予約権（平成25年9月25日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	723(注)1	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,300(注)1	500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年9月27日～ 平成35年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 233 資本組入額 117	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で残存する本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（いずれも、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとします。調整後の行使価額は、新株式の発行または自己株式の処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用するものとします。

当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地

位を有していることを要するものとします。

- ② 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割り当てられた数の新株予約権の全部または一部を行使することができるものとします。

イ. 当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日の翌日から起算して1年間
新株予約権を行使することができないものとします。

ロ. イの期間経過後1年間

割り当てられた新株予約権の数の3分の1まで行使することができるものとします。

ハ. ロの期間経過後1年間

割り当てられた新株予約権の数の3分の2まで行使することができるものとします。

ニ. ハの期間経過後平成35年9月25日まで

割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができるものとします。

- ④ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付します。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額に準じて決定された金額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とします。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の満了日までとします。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定します。

i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

- ⑧ 新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定します。

- ⑨ 新株予約権の取得事由および条件

次に準じて決定します。

i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会で承認された場合）において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

ii 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者が、その地位を失った場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

iii 新株予約権者が法令または社内諸規則に違反し、または当社に対する背信行為を行った場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約

- 権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- iv 新株予約権者が当社の書面による事前の承認を得ることなく、当社もしくは当社の関連会社と競業する業務を自ら行い、または当社と競業する会社の役員、従業員もしくはコンサルタントに就く等の当社と競業する会社に関与した場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - v 新株予約権者が当社の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、もしくはこれを受けた場合、当社の体面を汚した場合、または当社に重大な損害を与える行為をした場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - vi 新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - vii 前各号にかかわらず、当社が別に取得する日を定めた場合は、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得するものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めるものとします。
- ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

②第2回新株予約権（平成25年9月25日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	313(注)1	75(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,300(注)1	7,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年9月27日～ 平成35年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 233 資本組入額 117	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で残存する本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（いずれも、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

す。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとします。調整後の行使価額は、新株式の発行または自己株式の処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用するものとします。

当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
- ② 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割り当てられた数の新株予約権の全部または一部を行使することができるものとします。
 - イ. 当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日の翌日から起算して1年間
新株予約権を行使することができないものとします。
 - ロ. イの期間経過後1年間
割り当てられた新株予約権の数の3分の1まで行使することができるものとします。
 - ハ. ロの期間経過後1年間
割り当てられた新株予約権の数の3分の2まで行使することができるものとします。
 - ニ. ハの期間経過後平成35年9月25日まで
割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができるものとします。
- ④ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付します。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額に準じて決定された金額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とします。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の満了日までとします。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定します。
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記（注）３に準じて決定します。

⑨ 新株予約権の取得事由および条件

次に準じて決定します。

- i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会で承認された場合）において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。
- ii 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者が、その地位を失った場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- iii 新株予約権者が法令または社内諸規則に違反し、または当社に対する背信行為を行った場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- iv 新株予約権者が当社の書面による事前の承認を得ることなく、当社もしくは当社の関連会社と競業する業務を自ら行い、または当社と競業する会社の役員、従業員もしくはコンサルタントに就く等の当社と競業する会社に関与した場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- v 新株予約権者が当社の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、もしくはこれを受けた場合、当社の体面を汚した場合、または当社に重大な損害を与える行為をした場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- vi 新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- vii 前各号にかかわらず、当社が別に取得する日を定めた場合は、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得するものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めるものとします。

⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

③第３回新株予約権（平成26年３月26日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数(個)	245(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,500(注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年３月28日～ 平成35年９月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 233 資本組入額 117	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で残存する本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の

結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（いずれも、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとします。調整後の行使価額は、新株式の発行または自己株式の処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用するものとします。

当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
- ② 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割り当てられた数の新株予約権の全部または一部を行使することができるものとします。
 - イ. 当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日の翌日から起算して1年間
新株予約権を行使することができないものとします。
 - ロ. イの期間経過後1年間
割り当てられた新株予約権の数の3分の1まで行使することができるものとします。
 - ハ. ロの期間経過後1年間
割り当てられた新株予約権の数の3分の2まで行使することができるものとします。
 - ニ. ハの期間経過後平成35年9月25日まで
割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができるものとします。
- ④ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付します。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）２で定められる行使価額に準じて決定された金額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とします。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の満了日までとします。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定します。
- i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 - ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記（注）３に準じて決定します。
- ⑨ 新株予約権の取得事由および条件
次に準じて決定します。
- i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会で承認された場合）において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。
 - ii 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者が、その地位を失った場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - iii 新株予約権者が法令または社内諸規則に違反し、または当社に対する背信行為を行った場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - iv 新株予約権者が当社の書面による事前の承認を得ることなく、当社もしくは当社の関連会社と競業する業務を自ら行い、または当社と競業する会社の役員、従業員もしくはコンサルタントに就く等の当社と競業する会社に関与した場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - v 新株予約権者が当社の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、もしくはこれを受けた場合、当社の体面を汚した場合、または当社に重大な損害を与える行為をした場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - vi 新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - vii 前各号にかかわらず、当社が別に取得する日を定めた場合は、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得するものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めるものとします。
- ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

④第4回新株予約権（平成26年6月11日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	—	2,231(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	223,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	233(注)2
新株予約権の行使期間	—	平成28年6月13日～ 平成36年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 233 資本組入額 117
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で残存する本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（いずれも、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとします。調整後の行使価額は、新株式の発行または自己株式の処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用するものとします。

当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
- ② 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。

③ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付します。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2 で定められる行使価額に準じて決定された金額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定します。

i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記（注）3 に準じて決定します。

⑨ 新株予約権の取得事由および条件

次に準じて決定します。

i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会で承認された場合）において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

ii 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者が、その地位を失った場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

iii 新株予約権者が法令または社内諸規則に違反し、または当社に対する背信行為を行った場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

iv 新株予約権者が当社の書面による事前の承認を得ることなく、当社もしくは当社の関連会社と競業する業務を自ら行い、または当社と競業する会社の役員、従業員もしくはコンサルタントに就く等の当社と競業する会社に関与した場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

v 新株予約権者が当社の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、もしくはこれを受けた場合、当社の体面を汚した場合、または当社に重大な損害を与える行為をした場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

vi 新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

vii 前各号にかかわらず、当社が別に取得する日を定めた場合は、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得するものとします。なお、新株予約権の一部を取得する

- 場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めるものとします。
- ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

⑤第5回新株予約権（平成26年6月11日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	—	77(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	7,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	233(注)2
新株予約権の行使期間	—	平成28年6月13日～ 平成36年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 233 資本組入額 117
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で残存する本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（いずれも、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとします。調整後の行使価額は、新株式の発行または自己株式の処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用するものとします。

当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントそ

の他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。

- ② 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付します。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額に準じて決定された金額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定します。

- i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定します。

⑨ 新株予約権の取得事由および条件

次に準じて決定します。

- i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会で承認された場合）において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。
- ii 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者が、その地位を失った場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- iii 新株予約権者が法令または社内諸規則に違反し、または当社に対する背信行為を行った場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- iv 新株予約権者が当社の書面による事前の承認を得ることなく、当社もしくは当社の関連会社と競業する業務を自ら行い、または当社と競業する会社の役員、従業員もしくはコンサルタントに就く等の当社と競業する会社に関与した場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- v 新株予約権者が当社の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、もしくはこれを受けた場合、当社の体面を汚した場合、または当社に重大な損害を与える行為をした場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

- vi 新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - vii 前各号にかかわらず、当社が別に取得する日を定めた場合は、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得するものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めるものとします。
- ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

⑥第6回新株予約権（平成26年8月6日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	—	176(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	17,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	233(注)2
新株予約権の行使期間	—	平成28年8月8日～ 平成36年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 233 資本組入額 117
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で残存する本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（いずれも、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとします。調整後の行使価額は、新株式の発行または自己株式の処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用するものとします。

当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、当社

は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
- ② 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付します。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額に準じて決定された金額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とします。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の満了日までとします。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定します。
 - i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 - ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定します。
- ⑨ 新株予約権の取得事由および条件次に準じて決定します。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会で承認された場合）において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。
 - ii 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者が、その地位を失った場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - iii 新株予約権者が法令または社内諸規則に違反し、または当社に対する背信行為を行った場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - iv 新株予約権者が当社の書面による事前の承認を得ることなく、当社もしくは当社の関連会社と競業する業務を自ら行い、または当社と競業する会社の役員、従業員もしくはコンサルタントに就く等の当社と競業する会社に関与した場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

- v 新株予約権者が当社の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、もしくはこれを受けた場合、当社の体面を汚した場合、または当社に重大な損害を与える行為をした場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - vi 新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - vii 前各号にかかわらず、当社が別に取得する日を定めた場合は、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得するものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めるものとします。
- ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

⑦第7回新株予約権（平成26年9月10日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	—	29(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	2,900(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	233(注) 2
新株予約権の行使期間	—	平成28年9月12日～ 平成36年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 233 資本組入額 117
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で残存する本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（いずれも、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自

己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとします。調整後の行使価額は、新株式の発行または自己株式の処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用するものとします。

当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
- ② 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付します。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額に準じて決定された金額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とします。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の満了日までとします。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定します。
 - i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 - ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定します。
- ⑨ 新株予約権の取得事由および条件次に準じて決定します。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会で承認された場合）において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。
 - ii 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者が、その地位を失った場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - iii 新株予約権者が法令または社内諸規則に違反し、または当社に対する背信行為を行った場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

- iv 新株予約権者が当社の書面による事前の承認を得ることなく、当社もしくは当社の関連会社と競業する業務を自ら行い、または当社と競業する会社の役員、従業員もしくはコンサルタントに就く等の当社と競業する会社に関与した場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- v 新株予約権者が当社の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、もしくはこれを受けた場合、当社の体面を汚した場合、または当社に重大な損害を与える行為をした場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- vi 新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
- vii 前各号にかかわらず、当社が別に取得する日を定めた場合は、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得するものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めるものとします。

⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

⑧第8回新株予約権（平成26年10月8日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年10月31日)
新株予約権の数(個)	—	96(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	9,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	233(注)2
新株予約権の行使期間	—	平成28年10月10日～ 平成36年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 233 資本組入額 117
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で残存する本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（いずれも、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとします。調整後の行使価額は、新株式の発行または自己株式の処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用するものとします。

当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
- ② 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付します。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額に準じて決定された金額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とします。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の満了日までとします。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定します。
 - i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 - ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定します。
- ⑨ 新株予約権の取得事由および条件次に準じて決定します。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会で承認された場合）において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。
 - ii 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者が、その地位を失った場合は、当社は、当該新

株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

- iii 新株予約権者が法令または社内諸規則に違反し、または当社に対する背信行為を行った場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - iv 新株予約権者が当社の書面による事前の承認を得ることなく、当社もしくは当社の関連会社と競業する業務を自ら行い、または当社と競業する会社の役員、従業員もしくはコンサルタントに就く等の当社と競業する会社に関与した場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - v 新株予約権者が当社の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、もしくはこれを受けた場合、当社の体面を汚した場合、または当社に重大な損害を与える行為をした場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - vi 新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。
 - vii 前各号にかかわらず、当社が別に取得する日を定めた場合は、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得するものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めるものとします。
- ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年8月2日 (注) 1	A種優先株式 43	普通株式 600 A種優先株式 43	51,600	81,600	48,733	48,733
平成25年2月20日 (注) 2	普通株式 11,400 A種優先株式 817	普通株式 12,000 A種優先株式 860	—	81,600	—	48,733
平成25年2月28日 (注) 3	普通株式 172	普通株式 12,172 A種優先株式 860	10,320	91,920	9,746	58,480
平成25年6月28日 (注) 4	普通株式 243	普通株式 12,415 A種優先株式 860	14,580	106,500	13,769	72,249
平成25年9月25日 (注) 5	普通株式 6,195,085 A種優先株式 429,140	普通株式 6,207,500 A種優先株式 430,000	—	106,500	—	72,249
平成25年9月30日 (注) 6	普通株式 55,900	普通株式 6,263,400 A種優先株式 430,000	6,540	113,040	6,484	78,734
平成26年8月6日 (注) 7	普通株式 430,000 A種優先株式 △430,000	普通株式 6,693,400	—	113,040	—	78,734

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社DGインキュベーション

発行価格 2,333,334円、資本組入額 1,200,000円

2. 平成25年2月12日開催の取締役会決議により、平成25年2月19日の株主名簿に記録された株主に対し、所有株式数を1株につき19株の割合をもって株式無償割当てをいたしました。

3. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社カカコム

発行価格 116,666円70銭、資本組入額 60,000円

4. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社DGインキュベーションおよび大前研一

発行価格 116,666円、資本組入額 60,000円

5. 平成25年9月4日開催の取締役会決議により、平成25年9月24日の株主名簿に記録された株主に対し、所有株式数を1株につき499株の割合をもって株式無償割当てをいたしました。

6. 有償第三者割当増資

割当先 杉山慎一郎および須田仁之

発行価格 233円、資本組入額 117円

7. 平成26年8月6日開催の臨時株主総会決議により、A種優先株式430,000株を普通株式430,000株に転換いたしました。

(5) 【所有者別状況】

平成26年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	5	8	—
所有株式数(単元)	—	—	—	39,623	—	—	27,311	66,934	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	59.2	—	—	40.8	100.0	—

- (注) 1. 平成26年8月6日開催の臨時株主総会の決議により、同日付でA種優先株式430,000株を普通株式430,000株に転換しております。
2. 平成26年8月6日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,693,400	66,934	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,693,400	—	—
総株主の議決権	—	66,934	—

- (注) 1. 平成26年8月6日開催の臨時株主総会の決議により、同日付でA種優先株式430,000株を普通株式430,000株に転換しております。
2. 平成26年8月6日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下の通りであります。

①第1回新株予約権（平成25年9月25日取締役会決議）

決議年月日	平成25年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 権利の喪失により、本書提出日現在の前月末（平成26年10月31日）における付与対象者の区分および人数は、当社従業員1名となっております。

②第2回新株予約権（平成25年9月25日取締役会決議）

決議年月日	平成25年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 2名 外部協力者 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 権利の喪失により、本書提出日現在の前月末（平成26年10月31日）における付与対象者の区分および人数は、外部協力者3名となっております。

③第3回新株予約権（平成26年3月26日取締役会決議）

決議年月日	平成26年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部協力者 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④第4回新株予約権（平成26年6月11日取締役会決議）

決議年月日	平成26年6月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 権利の喪失により、本書提出日現在の前月末（平成26年10月31日）における付与対象者の区分および人数は、当社取締役3名および当社従業員24名となっております。

⑤第5回新株予約権（平成26年6月11日取締役会決議）

決議年月日	平成26年6月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑥第6回新株予約権（平成26年8月6日取締役会決議）

決議年月日	平成26年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑦第7回新株予約権（平成26年9月10日取締役会決議）

決議年月日	平成26年9月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑧第8回新株予約権（平成26年10月8日取締役会決議）

決議年月日	平成26年10月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しております。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は優秀な人材の採用等の必要運転資金として内部留保の充実に注力する方針であります。

将来的には、経営成績および財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性およびその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は、取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	CEO	元 榮 太 一 郎	昭和50年12月14日	平成13年10月 平成17年1月 平成17年7月 平成24年7月 平成25年2月 平成26年3月	アンダーソン・毛利法律事務所 (現：アンダーソン・毛利・友常 法律事務所) 入所 元榮法律事務所 (現：弁護士法人 法律事務所オーセンス) 設立 オーセンスグループ株式会社 (現：当社) 設立 当社代表取締役就任 (現任) TIM株式会社 (現：TIM2 株式会 社) 設立 代表取締役就任 (現任) 弁護士法人法律事務所オーセンス 代表社員就任 (現任) TIM株式会社設立 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	5,990,000
取締役	COO	水 木 孝 幸	昭和48年11月12日	平成8年4月 平成12年4月 平成12年10月 平成14年1月 平成20年9月 平成23年12月 平成25年7月 平成25年9月	株式会社ヤクルト本社入社 日本インテレクト株式会社入社 鎌倉エフエム放送株式会社入社 株式会社ミュージックエアポルト 入社 LivingImage Inc. COO就任 株式会社ウィール (現：株式会社 デジタルガレージ) 取締役就任 当社執行役員就任 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	CFO	杉 山 慎 一 郎	昭和49年2月20日	平成9年4月 平成13年8月 平成20年4月 平成22年7月 平成23年6月 平成25年7月 平成25年9月	特種製紙株式会社 (現：特種東海 製紙株式会社) 入社 バシフィックマネジメント株式会 社 (現：バシフィックホールディ ングス株式会社) 入社 株式会社エスクリ入社 同社執行役員管理本部長就任 同社取締役兼上級執行役員管理本 部掌管兼管理本部長就任 当社執行役員就任 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	43,000
取締役	—	石 丸 文 彦	昭和50年5月7日	平成11年4月 平成13年10月 平成15年7月 平成17年6月 平成22年4月 平成24年1月 平成24年6月 平成24年7月 平成25年9月	株式会社ジャフコ入社 株式会社大前・ビジネス・ディバ ロップメント入社 株式会社カカコム入社 スパークス・グループ株式会社入 社 株式会社サイバーエージェント・ ベンチャーズ入社 株式会社デジタルガレージ執行役 員就任 (現任) 株式会社DGインキュベーション取 締 役 ManagingDirector 就 任 (現 任) 株式会社OpenNetworkLab取締役就 任 (現任) 当社取締役就任 株式会社アイリッジ取締役就任 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	—	村 上 敦 浩	昭和50年1月9日	平成10年5月 平成14年10月 平成16年10月 平成24年6月 平成26年8月	アンダーセンコンサルティング株 式会社 (現：アクセントア株式 会社) 入社 株式会社アロウズコンサルティング (現：EYアドバイザー株式会社) 入社 株式会社カカコム入社 同社取締役就任 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	唐 樋 和 明	昭和30年8月17日	昭和53年4月 平成12年10月 平成15年6月 平成19年10月 平成21年6月 平成25年9月	株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 株式会社マツモトキヨシ入社 同社取締役就任 株式会社フージャースコーポレーション入社 株式会社エスクリ監査役就任 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	須 田 仁 之	昭和48年7月21日	平成8年4月 平成9年10月 平成11年7月 平成11年8月 平成14年8月 平成14年10月 平成14年12月 平成18年4月 平成22年9月 平成25年2月	イマジニア株式会社入社 ジェイ・スカイ・ビー株式会社（現スカパーJSAT株式会社）入社 株式会社コミュニケーションオンライン取締役就任 株式会社デジタルクラブ（現ブロードメディア株式会社）入社 株式会社コミュニケーションオンライン取締役就任 株式会社アエリア取締役就任 有限会社スダックス設立 取締役就任（現任） 株式会社エイジャックスネット（現株式会社サンゼロミニッツ）監査役就任（現任） Eagle株式会社監査役就任（現任） 当社監査役就任（現任）	(注) 4	12,900
監査役	—	阿 久 津 操	昭和33年1月15日	昭和55年4月 平成7年7月 平成9年8月 平成11年7月 平成14年3月 平成16年3月 平成18年2月 平成21年3月 平成26年2月 平成26年6月	株式会社日本リクルートセンター（現：株式会社リクルートホールディングス）入社 株式会社エイブル入社 株式会社ブラザクリエイト入社 株式会社バックスグループ入社 株式会社アバマンショップネットワーク入社 株式会社ココブリーズ設立 代表取締役就任（現任） 株式会社博展監査役就任 株式会社リブセンス監査役就任（現任） 平田資産経営研究所株式会社監査役就任（現任） 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
計							6,045,900

- (注) 1. 取締役石丸文彦および取締役村上敦浩は、社外取締役であります。
2. 監査役唐樋和明、須田仁之、および阿久津操は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、就任の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、就任の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長元榮太郎、取締役水木孝幸、取締役杉山慎一郎、取締役石丸文彦、取締役村上敦浩、監査役唐樋和明、監査役須田仁之、および監査役阿久津操は平成26年8月6日の臨時株主総会にて就任しております。
6. 代表取締役元榮太郎の所有株式数には、同氏の資産管理会社が所有する株式数を含めて表示しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、平成17年7月の会社設立以来、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」をはじめとする、インターネットメディア事業を運営してまいりました。

この事業運営において、当社は、継続的な企業価値向上のためコーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しており、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。

当社は、経営の効率性を確保するため、企業の成長による事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織部門の効率的な運営および責任体制の確立を図っております。

また、経営の透明性を確保するため、監査役会による取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款および当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実し、迅速かつ適正な情報開示を実現すべく施策を講じております。

今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営の実現および企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

当社においては、少数株主保護のため、社外監査役3名を含めた監査役会による監視のもと、社外取締役2名を含めた取締役会において合理的かつ適切な決議を行う体制となっております。

このようなことから、当社は支配株主の影響を受け、支配株主に有利な取引、投資、事業展開を行うような状況にはありません。

なお、支配株主との取引が発生する際には一般投資家のモニタリングに資するため、適切に開示を行う方針です。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査役制度を採用しております。当社では、取締役会において経営上の重要な事項の意思決定および業務執行の意思決定を行っており、取締役会および監査役会により業務執行の監督および監視を行っております。なお、取締役会は5名（うち2名は社外取締役）、監査役会は3名（うち3名は社外監査役）で構成しております。

社外取締役2名と社外監査役3名は、各自の経験や見識に基づいた意見を積極的に取締役会で発言するだけでなく、各自が監督機能をもつことで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

(現状の体制を採用している理由)

当社がこのような体制を採用している理由は、経営の透明性を確保するため、社外取締役および社外監査役の各自の経験と見識に基づいた監督機能をもつことに加え、監査役会による各取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款および当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実させることが、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営の実現および企業価値の向上につながると考えているためであります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、管理部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、危機管理規程に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と協議を行い決定する。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に重要な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。会計監査人および管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

ハ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針を取締役会にて決議しており、反社会的勢力との絶縁を掲げております。社内体制としましては、反社会的勢力からの接触に対する対応部署を設け、マニュアルの整備および周知徹底ならびに全国暴力追放運動推進センターに加入し、これらの主催する講習会等にも参加し、反社会的勢力に関する最新情報を収集し、組織的に適切な処置をとる体制を整えております。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制につきましては、管理部が主管部署となっており、各業務担当部門と密な連携をとることで、リスクの早期発見と未然防止を図っておりますが、緊急事態の発生に際しては、すみやかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に処理するとともに、被害を最小限にするための体制を「危機管理規程」に定め、整備しております。

また、会社の存続に関わる事案等、特定の緊急事態の発生時には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、対応策を講じる体制となっております。

また、当社は、弁護士、社会保険労務士および税理士と顧問契約を締結することにより、重要な契約、法的判断およびコンプライアンスに関する事項について、必要に応じて指導、助言を受ける体制を整えております。

② 内部監査および監査役監査、会計監査の状況

内部監査につきましては、内部監査担当者（1名）を設置し、全部門を対象に会計監査および業務監査を実施しており、内部統制の有効性および業務の執行状況について、社内諸規程やコンプライアンス面から監査を行っております。監査結果の報告を代表取締役社長に行い、内部監査で発見された問題点に基づき改善指示がなされた場合には、フォローアップ内部監査の実施により、改善状況の確認を随時行っております。

監査役監査につきましては、監査役が取締役会およびその他の社内会議に出席するほか、各取締役および重要な使用人との面談および各部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

また、監査役会は、内部監査担当者から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性および効率性の向上に努めております。

さらに、監査役会、会計監査人および内部監査担当者による四半期に一度の定期的な会合の開催により、監査の実効性および効率性の向上に努めております。

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、平成26年8月6日開催の臨時株主総会において同監査法人を会計監査人に選任いたしました。また、通常の財務諸表に対する会計監査に加え、内部統制の整備・運用・評価についても随時指導・助言を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名および監

査業務に係る補助者の構成は、以下の通りであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 須藤修司

指定有限責任社員 業務執行社員 長南伸明

(注) 継続監査年数につきましては、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名

その他 1名

③ 社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役石丸文彦氏との間には、当社新株予約権を70個保有しておりますが、人的関係または取引関係はありません。ベンチャーキャピタルにおける投資経験や経営経験を当社の経営全般に活かされることを期待し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

社外取締役村上敦浩氏との間には、当社新株予約権を180個保有しておりますが、人的関係または取引関係はありません。コンサルティング会社および事業会社でのビジネス経験および経営経験を当社の経営全般に活かされることを期待し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

社外監査役唐樋和明氏との間には、当社新株予約権を10個保有しておりますが、人的関係または取引関係はありません。長年にわたり資金調達、M&Aをはじめとする幅広い業務の経験を有しており、財務および会計に関する知見を有していることから社外監査役として選任しております。

社外監査役須田仁之氏との間には、当社の議決権比率0.19%の株式および新株予約権57個を保有しておりますが、人的関係はありません。また、前事業年度に取引関係はありましたが、当事業年度における取引関係はありません。長年にわたり培ってきたビジネス経験および経営経験を当社の経営の監視に活かされることを期待し、社外監査役として選任しております。

社外監査役阿久津操氏との間には、当社新株予約権を10個保有しておりますが、人的関係または取引関係はありません。長年にわたり培ってきたビジネス経験および経営経験を当社の経営の監視に活かされることを期待し、社外監査役として選任しております。

当社は、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特に定めてはおりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準を参考にすることで、一般株主と利益相反のおそれがない独立性の高い社外取締役および社外監査役の確保に努めています。

なお、当社は社外取締役および社外監査役を選任することで、経営への監視機能を強化しております。その経験・知識等を活用した、社外取締役および社外監査役による独立・公正な立場からの、取締役の職務執行に対する監視機能が十分に期待できることから、現状の体制としております。

また、社外取締役および社外監査役は、取締役会を通じて必要な情報の収集および意見の表明を行うとともに、適宜、内部監査担当者および会計監査人と情報交換を行い、連携を保つことで、監督または監査の有効性、効率性を高めております。

④ 役員の報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役除く。)	11,725	11,725	—	—	—	3
監査役 (社外監査役除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員 (社外取締役) (社外監査役)	4,800 (—) (4,800)	4,800 (—) (4,800)	— (—) (—)	— (—) (—)	— (—) (—)	2 (—) (2)

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ、使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

ニ、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役および各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。

⑤ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑥ 取締役の員数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ、取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ロ、剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関

当社は、剰余金の配当については、経営環境の変化に対応した機動的な配当政策を図るため、また、自己株式の取得については、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

⑪ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

当社の代表取締役社長である元柴太郎は、自身の資産運用会社であるTIM株式会社の持分も含め、当社の総株主の議決権の89.49%を所有しており、支配株主に該当しております。当該支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容および条件の妥当性について、社外取締役2名および社外監査役3名が参加する当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。また、監査役会においては、会計監査人と連携して取引の妥当性を検証することで、取締役の少数株主に配慮した職務執行を担保しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
4,000	—	7,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素を勘案し、また、当社の事業規模等を考慮して監査報酬額を決定しております。

なお、監査報酬の決定にあたっては、監査役会の同意を得ております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項および「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)および当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)および第2四半期累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、企業会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	111,563	126,152
売掛金	25,582	51,318
貯蔵品	58	38
前払費用	1,160	13,790
1年内回収予定の敷金及び保証金	—	3,701
その他	1	—
貸倒引当金	△514	△684
流動資産合計	137,852	194,316
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	—	225
減価償却累計額	—	△31
工具、器具及び備品（純額）	—	193
有形固定資産合計	—	193
無形固定資産		
ソフトウェア	—	14,025
ソフトウェア仮勘定	—	456
商標権	—	332
無形固定資産合計	—	14,814
投資その他の資産		
敷金及び保証金	7,401	—
長期前払費用	106	46
投資その他の資産合計	7,507	46
固定資産合計	7,507	15,054
繰延資産		
株式交付費	442	411
繰延資産合計	442	411
資産合計	145,802	209,782
負債の部		
流動負債		
未払金	15,625	19,738
未払費用	8,557	17,804
未払法人税等	289	2,460
未払消費税等	1,949	6,298
前受金	1,629	490
預り金	1,346	3,205
賞与引当金	1,426	—
その他	—	23
流動負債合計	30,825	50,021
固定負債		
株主、役員又は従業員からの長期借入金	10,000	—
固定負債合計	10,000	—
負債合計	40,825	50,021

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	91,920	113,040
資本剰余金		
資本準備金	58,480	78,734
資本剰余金合計	58,480	78,734
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△45,422	△32,014
利益剰余金合計	△45,422	△32,014
株主資本合計	104,977	159,760
純資産合計	104,977	159,760
負債純資産合計	145,802	209,782

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成26年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	114,698
売掛金	83,001
貯蔵品	32
前払費用	13,844
その他	4,049
貸倒引当金	△1,028
流動資産合計	214,598
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	8,675
工具、器具及び備品（純額）	10,668
有形固定資産合計	19,343
無形固定資産	
ソフトウェア	23,112
ソフトウェア仮勘定	328
商標権	314
無形固定資産合計	23,756
投資その他の資産	
敷金及び保証金	15,179
長期前払費用	30
投資その他の資産合計	15,209
固定資産合計	58,309
繰延資産	
株式交付費	297
繰延資産合計	297
資産合計	273,204
負債の部	
流動負債	
未払金	28,504
未払費用	19,184
未払法人税等	10,856
未払消費税等	9,263
前受金	1,746
預り金	3,872
その他	7
流動負債合計	73,435
負債合計	73,435
純資産の部	
株主資本	
資本金	113,040
資本剰余金	78,734
利益剰余金	7,994
株主資本合計	199,769
純資産合計	199,769
負債純資産合計	273,204

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
売上高	159,556	291,389
売上原価	40,006	37,914
売上総利益	119,550	253,475
販売費及び一般管理費	※1 136,699	※1 238,216
営業利益又は営業損失 (△)	△17,148	15,259
営業外収益		
受取利息	12	24
違約金収入	1,400	—
雑収入	0	2
営業外収益合計	1,412	26
営業外費用		
株式交付費	62	208
営業外費用合計	62	208
経常利益又は経常損失 (△)	△15,798	15,077
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△15,798	15,077
法人税、住民税及び事業税	290	1,669
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	290	1,669
当期純利益又は当期純損失 (△)	△16,088	13,408

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		35,059	87.6	40,148	75.6
II 外注費		—	—	3,754	7.1
III 経費	※1	4,947	12.4	9,190	17.3
当期総費用		40,006	100.0	53,094	100.0
他勘定振替高	※2	—		15,180	
当期売上原価		40,006		37,914	

(注) ※1 主な内訳は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
項目	金額(千円)	金額(千円)
地代家賃	2,662	2,061
システム管理費	1,919	3,372
減価償却費	—	2,364

※2 他勘定振替高の内容は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
項目	金額(千円)	金額(千円)
ソフトウェア	—	14,723
ソフトウェア仮勘定	—	456

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
売上高	282,496
売上原価	23,992
売上総利益	258,503
販売費及び一般管理費	※1 208,213
営業利益	50,289
営業外収益	
受取利息	12
雑収入	1
営業外収益合計	14
営業外費用	
株式交付費	113
営業外費用合計	113
経常利益	50,190
特別損失	
固定資産除却損	177
特別損失合計	177
税引前四半期純利益	50,012
法人税、住民税及び事業税	10,004
法人税等調整額	—
法人税等合計	10,004
四半期純利益	40,008

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
				その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金			
当期首残高	30,000	—	—	△29,334	△29,334	665	665
当期変動額							
新株の発行	61,920	58,480	58,480	—	—	120,400	120,400
当期純損失(△)	—	—	—	△16,088	△16,088	△16,088	△16,088
当期変動額合計	61,920	58,480	58,480	△16,088	△16,088	104,312	104,312
当期末残高	91,920	58,480	58,480	△45,422	△45,422	104,977	104,977

当事業年度（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
				その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金			
当期首残高	91,920	58,480	58,480	△45,422	△45,422	104,977	104,977
当期変動額							
新株の発行	21,120	20,254	20,254	—	—	41,374	41,374
当期純利益	—	—	—	13,408	13,408	13,408	13,408
当期変動額合計	21,120	20,254	20,254	13,408	13,408	54,782	54,782
当期末残高	113,040	78,734	78,734	△32,014	△32,014	159,760	159,760

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△15,798	15,077
減価償却費	—	2,461
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	357	169
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△205	△1,426
受取利息及び受取配当金	△12	△24
違約金収入	△1,400	—
株式交付費償却	62	208
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,231	△25,736
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△58	20
前払費用の増減額 (△は増加)	△635	△12,630
未払金の増減額 (△は減少)	8,987	4,224
未払費用の増減額 (△は減少)	1,552	9,247
その他	△292	6,041
小計	△8,675	△2,366
利息及び配当金の受取額	12	24
違約金の受取額	1,400	—
法人税等の支払額	△182	△294
営業保証金の差入による支出	△3,700	—
営業保証金の返還による収入	—	3,700
営業活動によるキャッシュ・フロー	△11,145	1,063
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△225
無形固定資産の取得による支出	—	△17,244
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△17,469
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△10,000	△10,000
株式の発行による収入	119,968	40,994
財務活動によるキャッシュ・フロー	109,968	30,994
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	98,823	14,588
現金及び現金同等物の期首残高	12,740	111,563
現金及び現金同等物の期末残高	※1 111,563	※1 126,152

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	50,012
減価償却費	4,677
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	343
受取利息及び受取配当金	△12
株式交付費償却	113
有形固定資産除却損	177
売上債権の増減額 (△は増加)	△31,682
たな卸資産の増減額 (△は増加)	6
前払費用の増減額 (△は増加)	△53
未払金の増減額 (△は減少)	8,765
未払費用の増減額 (△は減少)	1,379
その他	4,701
小計	38,429
利息及び配当金の受取額	12
法人税等の支払額	△1,666
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,775
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△20,087
無形固定資産の取得による支出	△12,863
敷金の差入による支出	△15,277
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,228
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△11,453
現金及び現金同等物の期首残高	126,152
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 114,698

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

工具、器具及び備品 6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額ならびにおおよその割合は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
役員報酬	— 千円	16,525 千円
給料及び手当	55,529 "	95,402 "
賞与引当金繰入額	1,426 "	— "
広告宣伝費	36,065 "	36,829 "
業務委託費	13,921 "	23,528 "
支払報酬	7,472 "	16,446 "
減価償却費	— "	101 "
貸倒引当金繰入額	357 "	684 "
貸倒損失	— "	340 "
おおよその割合		
販売費	71.3%	56.5%
一般管理費	28.7 "	43.5 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	600	11,572	—	12,172
A種優先株式(株)	—	860	—	860
合計	600	12,432	—	13,032
自己株式				
普通株式(株)	—	—	—	—
A種優先株式(株)	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加11,572株は1株につき19株の株式無償割当てによる増加11,400株、第三者割当増資による増加172株であります。
2. A種優先株式の株式総数の増加860株は第三者割当増資による増加43株、1株につき19株の株式無償割当てによる増加817株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	12,172	6,251,228	—	6,263,400
A種優先株式(株)	860	429,140	—	430,000
合計	13,032	6,680,368	—	6,693,400
自己株式				
普通株式(株)	—	—	—	—
A種優先株式(株)	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加6,251,228株は1株につき499株の株式無償割当てによる増加6,195,085株、第三者割当増資による増加56,143株であります。

2. A種優先株式の株式総数の増加429,140株は1株につき499株の株式無償割当てによるものであります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金	111,563千円	126,152千円
現金及び現金同等物	111,563千円	126,152千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また金融機関からの資金借入およびデリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

す。当該リスクについては、管理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金および未払費用は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

これらの営業債務および借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	111,563	111,563	—
(2) 売掛金	25,582		
貸倒引当金(※)	△514		
	25,067	25,067	—
(3) 敷金及び保証金	7,401	7,008	△392
資産計	144,032	143,640	△392
(1) 未払金	15,625	15,625	—
(2) 未払費用	8,557	8,557	—
(3) 株主、役員又は従業員からの 長期借入金	10,000	10,000	—
負債計	34,183	34,183	—

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを償還予定期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 株主、役員又は従業員からの長期借入金

これらは利息を払っていないことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	111,394	—	—	—
売掛金	25,582	—	—	—
敷金及び差入保証金	—	—	—	7,401
合計	136,976	—	—	7,401

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また金融機関からの資金借入およびデリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金および未払費用は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	126,152	126,152	—
(2) 売掛金	51,318		
貸倒引当金(※)	△684		
	50,634	50,634	—
(3) 1年内回収予定の敷金及び保証金	3,701	3,701	—
資産計	180,487	180,487	—
(1) 未払金	19,738	19,738	—
(2) 未払費用	17,804	17,804	—
負債計	37,543	37,543	—

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 1年内回収予定の敷金及び保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	126,086	—	—	—
売掛金	51,318	—	—	—
1年内回収予定の敷金及び保証金	3,701	—	—	—
合計	181,105	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額および科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 17名	当社監査役 2名 外部協力者 4名	外部協力者 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 72,300株	普通株式 31,300株	普通株式 24,500株
付与日	平成25年9月26日	平成25年9月26日	平成26年3月27日
権利確定条件	(注) 2	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 平成27年9月27日 至 平成35年9月25日	自 平成27年9月27日 至 平成35年9月25日	自 平成28年3月28日 至 平成35年9月25日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は次の通りであります。

- ① 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
- ② 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割り当てられた数の新株予約権の全部または一部を行使することができるものとします。
 - イ. 当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日の翌日から起算して1年間
新株予約権を行使することができないものとします。
 - ロ. イの期間経過後1年間
割り当てられた新株予約権の数の3分の1まで行使することができるものとします。
 - ハ. ロの期間経過後1年間
割り当てられた新株予約権の数の3分の2まで行使することができるものとします。
 - ニ. ハの期間経過後平成35年9月25日まで
割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができるものとします。
- ④ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	—
付与	73,300	31,300	24,500
失効	1,000	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	72,300	31,300	24,500
権利確定後（株）			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	233	233	233
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法はDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額 — 千円

②当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 — 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	557千円
未払社会保険料	70 "
支払報酬	1,564 "
繰越欠損金	14,884 "
繰延税金資産小計	17,076千円
評価性引当額	△17,076 "
繰延税金資産合計	一千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(平成26年3月31日)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	243千円
減価償却費	332 "
未払賞与	931 "
未払社会保険料	120 "
未払事業税	335 "
繰越欠損金	8,275 "
繰延税金資産小計	10,239千円
評価性引当額	△10,239 "
繰延税金資産合計	一千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.3%
住民税均等割	1.9%
繰越欠損金の利用	△37.4%
評価性引当額の増減	△1.5%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.8%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

当事業年度中に資本金が1億円超となり、外形標準課税が適用されることとなりました。また、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これらに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の39.1%から35.6%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については従来の36.8%から35.6%に変更されております。

この税率変更による、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）および法人税等調整額に与える影響はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社の事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社の事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	40,414

（注）1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行金額を記載しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社NTTドコモ	46,369

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行金額を記載しております。

3. 株式会社NTTドコモは、平成25年10月1日付で株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが商号変更されたものです。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員および主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	元榮 太郎	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接91.9	資金の借入	借入金の返 済 (注) 2	10,000	株主、役 員又は従 業員から の長期借 入金	10,000

(注) 1. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 資金の借入条件は、無利息・無担保であります。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員および主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	元榮 太一郎	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接39.4 間接49.9	資金の借入	借入金返済 (注) 2	10,000	—	—
役員	杉山 慎一郎	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接 0.6	株式の被所有	第三者割当 増資 (注) 3	10,019	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 資金の借入条件は、無利息・無担保であります。
3. 当社の行った第三者割当増資を引き受けたものであります。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
1株当たり純資産額	16円11銭	23円86銭
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	△2円55銭	2円2銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成25年2月20日付で1株につき19株の株式無償割当てを、平成25年9月25日付で1株につき499株の株式無償割当てを行っております。前事業年度の期首に当該株式無償割当てが行われたと仮定して1株当たりの純資産および1株当たり当期純利益金額または1株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△16,088	13,408
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△16,088	13,408
普通株式の期中平均株式数(株) (※)	6,292,635	6,636,233
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	新株予約権3種類(新株予約権の目的となる株式の数128,100株)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

※A種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当社は、平成26年6月11日開催の定時株主総会決議、同日開催の取締役会決議、平成26年8月6日開催の取締役会決議、平成26年9月10日開催の取締役会決議、および平成26年10月8日開催の取締役会決議に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の付与を次の通り行っております。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

平成26年6月11日取締役会決議

当社取締役割当分 普通株式 154,100株

当社監査役割当分 普通株式 7,700株

当社従業員割当分 普通株式 69,500株

平成26年8月6日取締役会決議

当社取締役割当分 普通株式 17,100株

当社従業員割当分 普通株式 500株

平成26年9月10日取締役会決議

当社取締役割当分 普通株式 900株

当社従業員割当分 普通株式 2,000株

平成26年10月8日取締役会決議

当社従業員割当分 普通株式 9,600株

(2) 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

(3) 新株予約権の権利行使価格

1株につき233円

(4) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

平成26年6月11日取締役会決議

53,892千円

平成26年8月6日取締役会決議

4,100千円

平成26年9月10日取締役会決議

675千円

平成26年10月8日取締役会決議

2,236千円

(5) 新株予約権の行使時の資本組入額

1株につき117円

(6) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額の総額

平成26年6月11日取締役会決議

27,062千円

平成26年8月6日取締役会決議

2,059千円

平成26年9月10日取締役会決議

339千円

平成26年10月8日取締役会決議

1,123千円

(7) 新株予約権の割当日

平成26年6月11日取締役会決議 割当日：平成26年6月12日

平成26年8月6日取締役会決議 割当日：平成26年8月7日

平成26年9月10日取締役会決議 割当日：平成26年9月11日

平成26年10月8日取締役会決議 割当日：平成26年10月9日

(8) 新株予約権の行使期間

平成26年6月11日取締役会決議

当社取締役割当分 平成28年6月13日から平成36年5月31日まで

当社監査役割当分 平成28年6月13日から平成36年5月31日まで

当社従業員割当分 平成28年6月13日から平成36年5月31日まで

平成26年8月6日取締役会決議

当社取締役割当分 平成28年8月8日から平成36年5月31日まで

当社従業員割当分 平成28年8月8日から平成36年5月31日まで

平成26年9月10日取締役会決議

当社取締役割当分 平成28年9月12日から平成36年5月31日まで

当社従業員割当分 平成28年9月12日から平成36年5月31日まで

平成26年10月8日取締役会決議

当社従業員割当分 平成28年10月10日から平成36年5月31日まで

(9) 新株予約権を発行する理由

当社取締役が当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること、当社監査役の経営監視機能を強化すること、また当社従業員が当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることにより当社の健全な成長を図ることを目的としております。

2. A種優先株式の普通株式への転換

当社は、平成26年8月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、A種優先株式430,000株を普通株式430,000株に転換いたしました。

3. 単元株制度の導入

当社は、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、平成26年8月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付にて単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次の通りであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
役員報酬	16,450 千円
給料及び手当	78,313 〃
減価償却費	745 〃
貸倒引当金繰入額	343 〃

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金	114,698千円
現金及び現金同等物	114,698千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	5円97銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	40,008
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	40,008
普通株式の期中平均株式数(株)	6,693,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権4種類(新株予約権の目的となる株式の数251,300株)。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第2四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当社は、平成26年6月11日開催の定時株主総会決議、および平成26年10月8日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員に対し、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の付与を次の通り行っております。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

平成26年10月8日取締役会決議

当社従業員割当分 普通株式 9,600株

(2) 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

(3) 新株予約権の権利行使価格

1株につき233円

(4) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

平成26年10月8日取締役会決議

2,236千円

(5) 新株予約権の行使時の資本組入額

1株につき117円

(6) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額の総額

平成26年10月8日取締役会決議

1,123千円

(7) 新株予約権の割当日

平成26年10月8日取締役会決議 割当日：平成26年10月9日

(8) 新株予約権の行使期間

平成26年10月8日取締役会決議

当社従業員割当分 平成28年10月10日から平成36年5月31日まで

(9) 新株予約権を発行する理由

当社従業員が当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることにより当社の健全な成長を図ることを目的としております。

⑤ 【附属明細表】（平成26年3月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	—	225	—	225	31	31	193
有形固定資産計	—	225	—	225	31	31	193
無形固定資産							
ソフトウェア	—	16,443	—	16,443	2,417	2,417	14,025
ソフトウェア仮勘定	—	15,180	14,723	456	—	—	456
商標権	—	350	—	350	17	17	332
無形固定資産計	—	31,973	14,723	17,250	2,435	2,435	14,814
長期前払費用	182	31	85	127	81	81	46
繰延資産							
株式交付費	504	177	—	681	270	208	411
繰延資産計	504	177	—	681	270	208	411

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次の通りであります。

工具、器具及び備品 本社内装工事
 ソフトウェア 社内使用ソフトウェア
 ソフトウェア仮勘定 社内使用ソフトウェア
 商標権 ロゴ商標のデザイン費用

2. 当期減少額のうち主なものは次の通りであります。

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェアへの振替え

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	10,000	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	10,000	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	514	684	514	—	684
賞与引当金	1,426	—	1,426	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (平成26年3月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	65
預金	
普通預金	126,086
合計	126,152

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社NTTドコモ	13,836
日本システム収納株式会社	9,658
KDDI株式会社	3,302
ソフトバンクモバイル株式会社	3,189
株式会社J-Payment	3,180
その他	18,151
合計	51,318

売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$
25,582	353,864	328,128	51,318	86.5	39.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
クオカード	36
切手	2
合計	38

④ 前払費用

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社サムライ・アドウェイズ	10,147
ヤフー株式会社	1,115
黒崎内燃機工業株式会社	555
Google Inc.	488
株式会社セールスフォース・ドットコム	378
その他	1,104
合計	13,790

⑤ 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社サムライ・アドウェイズ	3,080
株式会社サックル	2,940
Google Inc.	1,582
新日本有限責任監査法人	1,232
株式会社デジタルガレージ	1,002
その他	9,899
合計	19,738

⑥ 未払費用

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
役員および従業員給与手当	15,229
社会保険事務所	1,986
東京労働局	589
合計	17,804

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料 (注) 1
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他止むを得ない事由により電子公告をできないときは、 日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次の通りであります。 http://corporate.bengo4.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
平成26年 3月26日	元榮 太一郎	東京都 港区	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)	TIM株式会社 代表取締役 元榮 太一郎	東京都港区六本木四丁目1番4号	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長に総株主の議決権の過半数を所有している会社)	3,346,300	779,687,900 (233)	所有者の事情による
平成26年 8月6日	—	—	—	株式会社DGインキュベーション 代表取締役 六瀬太 恭行	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	430,000	—	A種優先株式の普通株式への転換

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成24年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称および当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況にかかる記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社および幹事取引参加者の名称ならびに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次の通りであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者および二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社ならびに関係会社およびその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社および資本的关系会社ならびにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）およびその役員ならびに金融商品取引業者の人的関係会社および資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次の通りです。
- DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第 2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③	株式④
発行年月日	平成24年 8 月 2 日	平成25年 2 月28日	平成25年 6 月28日	平成25年 9 月30日
種類	A種優先株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	43株	172株	243株	55,900株
発行価格	2,333,334円	116,666円70銭	116,666円	233円
資本組入額	1,200,000円	60,000円	60,000円	117円
発行価額の総額	100,333,362円	20,066,672円	28,349,838円	13,024,700円
資本組入額の総額	51,600,000円	10,320,000円	14,580,000円	6,540,300円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2.	(注) 2.

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成25年 9 月26日	平成25年 9 月26日	平成26年 3 月27日	平成26年 6 月12日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 73,300株	普通株式 31,300株	普通株式 24,500株	普通株式 223,600株
発行価格	233円	233円	233円	233円
資本組入額	117円	117円	117円	117円
発行価額の総額	17,078,900円	7,292,900円	5,708,500円	52,098,800円
資本組入額の総額	8,576,100円	3,662,100円	2,866,500円	26,161,200円
発行方法	平成25年 9 月25日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成25年 9 月25日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成25年 9 月25日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年 6 月11日開催の定時株主総会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3.	(注) 4.	(注) 4.	(注) 3.

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥	新株予約権⑦	新株予約権⑧
発行年月日	平成26年6月12日	平成26年8月7日	平成26年9月11日	平成26年10月9日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 7,700株	普通株式 17,600株	普通株式 2,900株	普通株式 9,600株
発行価格	233円	233円	233円	233円
資本組入額	117円	117円	117円	117円
発行価額の総額	1,794,100円	4,100,800円	675,700円	2,236,800円
資本組入額の総額	900,900円	2,059,200円	339,300円	1,123,200円
発行方法	平成26年6月11日開催の定時株主総会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年6月11日開催の定時株主総会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年6月11日開催の定時株主総会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年6月11日開催の定時株主総会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3.	(注) 3.	(注) 3.	(注) 3.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下の通りであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時および同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告ならびに当該書面および報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時および同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時および同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告ならびに当該書面および報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式にかかる払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式にかかる払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員または従業員との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
5. 安定株主および取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格に基づき決定しております。
6. 株式の発行価額および行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格に基づき決定しております。
7. 平成26年8月6日開催の臨時株主総会決議により、同日付で当社が発行するA種優先株式430,000株を普通株式430,000株に転換しております。
8. 平成25年2月12日開催の取締役会決議により、平成25年2月20日付で株式1株につき19株の株式無償割当てを行っておりますが、上記株式①発行数は株式無償割当て前の株数で記載しております。
9. 平成25年9月4日開催の取締役会決議により、平成25年9月25日付で株式1株につき499株の株式無償割当てを行っておりますが、上記株式①、株式②および株式③の発行数は株式無償割当て前の株数で記載しております。
10. 新株予約権①、新株予約権②、新株予約権③、新株予約権④、新株予約権⑤、新株予約権⑥、新株予約権⑦、および新株予約権⑧の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件および譲渡に関する事項については以下の通りであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき233円	1株につき233円	1株につき233円
行使期間	平成27年9月27日から 平成35年9月25日まで	平成27年9月27日から 平成35年9月25日まで	平成28年3月28日から 平成35年9月25日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき233円	1株につき233円	1株につき233円
行使期間	平成28年6月13日から 平成36年5月31日まで	平成28年6月13日から 平成36年5月31日まで	平成28年8月8日から 平成36年5月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

	新株予約権⑦	新株予約権⑧
行使時の払込金額	1株につき233円	1株につき233円
行使期間	平成28年9月12日から 平成36年5月31日まで	平成28年10月10日から 平成36年5月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

11. 新株予約権①は、所有者の放棄等により取締役2名58,300株分および従業員17名14,500株分の権利が喪失しております。
12. 新株予約権②は、所有者の放棄等により監査役2名6,700株分および外部協力者1名17,100株分の権利が喪失しております。
13. 新株予約権④は、退職により従業員1名500株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

株 式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
株式会社DGインキュベーション 代表取締役 六彌太 恭行 資本金 100,000千円	東京都渋谷区恵比寿南 三丁目5番7号	投資事業	43	100,333,362 (2,333,334)	—

- (注) 1. 平成25年2月12日開催の取締役会決議により、平成25年2月20日付で株式1株につき19株の株式無償割当てを行っておりますが、上記割当株数および単価は株式無償割当て前の割当株数および単価を記載しております。
2. 平成25年9月4日開催の取締役会決議により、平成25年9月25日付で株式1株につき499株の株式無償割当てを行っておりますが、上記割当株数および単価は株式無償割当て前の割当株数および単価を記載しております。
3. 株式会社DGインキュベーションは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

株 式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
株式会社カカコム 代表取締役 田中 実 資本金 915,984千円	東京都渋谷区恵比寿南 三丁目5番7号	インターネット 関連事業	172	20,066,672 (116,666.70)	—

- (注) 1. 平成25年9月4日開催の取締役会決議により、平成25年9月25日付で株式1株につき499株の株式無償割当てを行っておりますが、上記割当株数および単価は株式無償割当て前の割当株数および単価を記載しております。
2. 株式会社カカコムは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

株 式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
株式会社DGインキュベーション 代表取締役 六彌太 恭行 資本金 100,000千円	東京都渋谷区恵比寿南 三丁目5番7号	投資事業	200	23,333,200 (116,666)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
大前 研一	東京都千代田区	会社役員	43	5,016,638 (116,666)	—

- (注) 1. 平成25年9月4日開催の取締役会決議により、平成25年9月25日付で株式1株につき499株の株式無償割当てを行っておりますが、上記割当株数および単価は株式無償割当て前の割当株数および単価を記載しております。
2. 大前研一氏は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

株 式④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
杉山 慎一郎	東京都渋谷区	会社役員	43,000	10,019,000 (233)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
須田 仁之	東京都江東区	会社役員	12,900	3,005,700 (233)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

- (注) 1. 杉山慎一郎氏は上記記載の通り当社の取締役として特別利害関係者等でありましたが、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
2. 須田仁之氏は上記記載の通り当社の監査役として特別利害関係者等でありましたが、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

新株予約権の付与（ストック・オプション）①

新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は1名であり、その株式の総数は500株であります。その他の所有者は、退職および新株予約権の放棄により、提出日現在においてすべての権利が喪失しているため、記載を省略しております。

新株予約権の付与（ストック・オプション）②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
伊藤 弘和	東京都目黒区	会社役員	5,000	1,165,000 (233)	当社の外部協力者
黒瀬 雄一郎	神奈川県川崎市高津区	会社役員	1,500	349,500 (233)	当社の外部協力者
亀松 太郎	東京都杉並区	個人事業主	1,000	233,000 (233)	当社の外部協力者

(注) 退職等の理由により権利を喪失したものについては記載しておりません。

新株予約権の付与（ストック・オプション）③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
亀松 太郎	東京都杉並区	個人事業主	9,000	2,097,000 (233)	当社の外部協力者
黒瀬 雄一郎	神奈川県川崎市高津区	会社役員	8,500	1,980,500 (233)	当社の外部協力者
中村 真一郎	大阪府大阪市北区	会社役員	4,000	932,000 (233)	当社の外部協力者
桂 充弘	大阪府大阪市北区	個人事業主	1,000	233,000 (233)	当社の外部協力者
山田 秀雄	東京都港区	個人事業主	1,000	233,000 (233)	当社の外部協力者
久保利 英明	東京都千代田区	個人事業主	1,000	233,000 (233)	当社の外部協力者

新株予約権の付与（ストック・オプション）④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
水木 孝幸	東京都世田谷区	会社役員	102,600	23,905,800 (233)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
杉山 慎一郎	東京都渋谷区	会社役員	44,500	10,368,500 (233)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (大株主上位10名) 当社の従業員
松浦 啓太	東京都新宿区	会社員	12,000	2,796,000 (233)	
渡邊 陽介	東京都板橋区	会社員	10,000	2,330,000 (233)	
市橋 立	東京都港区	会社員	9,000	2,097,000 (233)	当社の従業員
石丸 文彦	東京都品川区	会社役員	7,000	1,631,000 (233)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
辻井 忠志	東京都小金井市	会社員	4,000	932,000 (233)	当社の従業員
福田 竜一	神奈川県横浜市港北区	会社員	3,000	699,000 (233)	当社の従業員
佐伯 幸徳	東京都杉並区	会社員	3,000	699,000 (233)	当社の従業員
方喰 洋一	東京都杉並区	会社員	3,000	699,000 (233)	当社の従業員
桜井 陽一朗	東京都世田谷区	会社員	3,000	699,000 (233)	当社の従業員
多田 芳幸	東京都目黒区	会社員	2,000	466,000 (233)	当社の従業員
山本 香織	神奈川県鎌倉市	会社員	2,000	466,000 (233)	当社の従業員
大西 良太	東京都北区	会社員	2,000	466,000 (233)	当社の従業員
岡本 薫	東京都大田区	会社員	2,000	466,000 (233)	当社の従業員
高橋 弘法	埼玉県入間郡三芳町	会社員	2,000	466,000 (233)	当社の従業員
堀江 和敬	東京都豊島区	会社員	2,000	466,000 (233)	当社の従業員
山下 真史	東京都文京区	会社員	2,000	466,000 (233)	当社の従業員
藤田 健太	東京都港区	会社員	2,000	466,000 (233)	当社の従業員
澤田 将興	東京都目黒区	会社員	2,000	466,000 (233)	当社の従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は7名であり、その株式の総数は4,000株であります。

2. 退職等の理由により権利を喪失したものについては記載しておりません。

新株予約権の付与（ストック・オプション）⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
須田 仁之	東京都江東区	会社役員	5,700	1,328,100 (233)	特別利害関係者等 (当社の監査役) (大株主上位10名) 特別利害関係者等 (当社の常勤監査役) 特別利害関係者等 (当社の監査役)
唐樋 和明	千葉県千葉市中央区	会社役員	1,000	233,000 (233)	
阿久津 操	東京都江東区	会社役員	1,000	233,000 (233)	

新株予約権の付与（ストック・オプション）⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
村上 敦浩	東京都港区	会社役員	17,100	3,984,300 (233)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は1名であり、その株式の総数は500株であります。

新株予約権の付与（ストック・オプション）⑦

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
後藤 顕治	東京都品川区	会社員	2,000	466,000 (233)	当社の従業員
村上 敦浩	東京都港区	会社役員	900	209,700 (233)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

新株予約権の付与（ストック・オプション）⑧

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
桜井 陽一朗	東京都世田谷区	会社員	2,100	489,300 (233)	当社の従業員
新志 有裕	神奈川県川崎市中原区	会社員	2,000	466,000 (233)	当社の従業員
渡邊 一樹	東京都新宿区	会社員	1,500	349,500 (233)	当社の従業員
佐藤 勘	東京都港区	会社員	1,500	349,500 (233)	当社の従業員

新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は4名であり、その株式の総数は2,500株であります。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)
TIM株式会社(注) 2. 3.	東京都港区六本木四丁目1番4号	3,346,300	47.89
元榮 太郎(注) 1. 3.	東京都港区	2,643,700	37.84
株式会社DGインキュベーション(注) 3.	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	530,000	7.59
水木 孝幸(注) 4.	東京都世田谷区	102,600 (102,600)	1.47 (1.47)
杉山 慎一郎(注) 3. 4.	東京都渋谷区	87,500 (44,500)	1.25 (0.64)
株式会社カカコム(注) 3.	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	86,000	1.23
大前 研一(注) 3.	東京都千代田区	21,500	0.31
須田 仁之(注) 3. 5.	東京都江東区	18,600 (5,700)	0.27 (0.08)
村上 敦浩(注) 4.	東京都港区	18,000 (18,000)	0.26 (0.26)
松浦 啓太(注) 6.	東京都新宿区	12,000 (12,000)	0.17 (0.17)
元榮 徳子(注) 3.	東京都目黒区	10,000	0.14
黒瀬 雄一郎(注) 7.	神奈川県川崎市高津区	10,000 (10,000)	0.14 (0.14)
亀松 太郎(注) 7.	東京都杉並区	10,000 (10,000)	0.14 (0.14)
渡邊 陽介(注) 6.	東京都板橋区	10,000 (10,000)	0.14 (0.14)
市橋 立(注) 6.	東京都港区	9,000 (9,000)	0.13 (0.13)
石丸 文彦(注) 4.	東京都品川区	7,000 (7,000)	0.10 (0.10)
桜井 陽一朗(注) 6.	東京都世田谷区	5,100 (5,100)	0.07 (0.07)
伊藤 弘和(注) 7.	東京都目黒区	5,000 (5,000)	0.07 (0.07)
中村 真一郎(注) 7.	大阪府大阪市北区	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
辻井 忠志(注) 6.	東京都小金井市	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
福田 竜一(注) 6.	神奈川県横浜市港北区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
佐伯 幸徳(注) 6.	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
方喰 洋一(注) 6.	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
多田 芳幸(注) 6.	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)
山本 香織(注) 6.	神奈川県鎌倉市	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
大西 良太(注) 6.	東京都北区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
岡本 薫(注) 6.	東京都大田区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
高橋 弘法(注) 6.	埼玉県入間郡三芳町	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
堀江 和敬(注) 6.	東京都豊島区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
山下 真史(注) 6.	東京都文京区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
藤田 健太(注) 6.	東京都港区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
新志 有裕(注) 6.	神奈川県川崎市中原区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
渡邊 一樹(注) 6.	東京都新宿区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
佐藤 勘(注) 6.	東京都港区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
澤田 将興(注) 6.	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
後藤 顕治(注) 6.	東京都品川区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
所有株式数1,000株の株主 7 名	—	7,000 (7,000)	0.10 (0.10)
所有株式数500株の株主 9 名	—	4,500 (4,500)	0.06 (0.06)
計	—	6,986,800 (293,400)	100.00 (4.20)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長兼CEO)
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長に総株主の議決権の過半数を所有されている会社)
3. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
4. 特別利害関係者等(当社の取締役)
5. 特別利害関係者等(当社の監査役)
6. 当社の従業員
7. 当社の外部協力者
8. ()内の数字は、新株予約権による潜在株式数およびその割合であり、内数であります。今後当社役員および従業員等でなくなったこと等により、権利を喪失し、表中の潜在株式保有者数および潜在株式数が増減する可能性があります。
9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年10月29日

弁護士ドットコム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 藤 修 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている弁護士ドットコム株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、弁護士ドットコム株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年10月29日

弁護士ドットコム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 藤 修 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている弁護士ドットコム株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、弁護士ドットコム株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年10月29日

弁護士ドットコム株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 須 藤 修 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 長 南 伸 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている弁護士ドットコム株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、弁護士ドットコム株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

